

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	55 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	42 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	95 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	64 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月及び同年9月、46年1月から同年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8年及び同年9月
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 平成12年2月及び同年3月

昭和39年8月ごろに父が、私の国民年金加入手続をしてくれ、父が、私の国民年金保険料を、当時、家に来ていた集金人に結婚するまでの間、納付してくれていた（申立期間①、②及び③）。

また、平成12年に夫が勤務先を退職したことに伴い、申立期間④の保険料を私が、同年3月に市役所又は金融機関で納付した。

私が結婚する際、父から、保険料をちゃんと納付しておいたと言われて手帳をもらい、自分が保険料を納付しているときはすべて納付していたのにもかかわらず、納付記録をみると申立期間①、②、③及び④の保険料が未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月ごろにA市B区で払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金加入期間について申立期間①、②及び③の合計8か月を除き未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び結婚までの国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父の国民年金に対する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和39年10月から同年12月までの保険料を同年12月25日に納付していることが申立人の国民年金手帳の検認印か

ら確認できるところ、当時、申立期間①は現年度保険料であり、既に国民年金に加入し、20歳に到達している申立人に未納保険料があれば集金人は未納分の納付勧奨も行うものと考えられ、納付意識の高い申立人の父は、申立期間①の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②及び③について、申立人の所持している国民年金手帳の検認記録をみると、申立人に係る申立期間の前後の期間はいずれも現年度納付していることが確認でき、この期間だけ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②直後の昭和46年4月から同年6月までの期間について、社会保険庁の記録では当初未納とされていたが、申立人の所持する国民年金手帳に同期間の検認印があり、平成20年9月24日付けで同期間は納付済みと訂正されている上、転居が無く翌年度の保険料納付がされているにもかかわらず、申立人の国民年金手帳の昭和39年度、46年度及び47年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られていないなど、行政機関の事務的処理に不自然さがみられる。

一方、申立期間④について、申立人は、当時、夫が定年退職したため国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続をC市役所で行い、申立期間④の保険料をその場で納付したと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録をみると、申立人に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の日について、当初、平成12年4月1日に行われたことが記録されていたが、その後、16年9月付けで、12年2月22日に訂正され、この訂正に伴い、申立期間④が第1号被保険者の未納期間と記録されたことが確認できる。この訂正の時点において、申立期間④の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人に係る国民年金記録は、記録が訂正された平成16年9月までの間、申立期間④の期間は第3号被保険者として記録されており、行政から納付書等が発行されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月及び同年9月、46年1月から同年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私の国民年金については、昭和44年ごろ、私の父が加入手続をしてくれ、その後49年ごろまでの保険料は父が納めてくれていた。父が亡くなっているので詳しいことは分からないが、申立期間の保険料は市役所から送られてきた納付書で金融機関に納めていたはずであり、この期間だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに父親が国民年金の加入手続を行い、その後49年ごろまでの国民年金保険料も父が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、昭和44年10月に国民年金手帳記号番号が払い出された後、45年4月から申立期間①へと続く48年3月までの保険料をA市B区で、申立期間①と②の間の同年10月から同年12月までの期間及び申立期間②以降の49年4月から同年12月までの期間の保険料をC市で納付していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、制度の発足した昭和36年4月から56年4月までの保険料を未納無く納付していることが確認でき、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。なお、申立人の父親自身は共済年金加入者であり、国民年金には加入していない。

さらに、申立人が所持する昭和48年10月から同年12月までの期間の保険料領収書はその形状から、同年4月に発行の4枚複写で作成された納入通知書

の一部であることが確認できることから、同納入通知書で第3四半期の保険料のみが納付され、申立期間①及び②の保険料が納付されなかったとみるのは不自然である。

加えて、C市の被保険者名簿では納付済みの記録となっている昭和49年10月の申立人の保険料が、特殊台帳及びD市の被保険者名簿では未納となっており、C市から管轄社会保険事務所及びD市への申立人の保険料の納付記録の引継ぎに事務的過誤が生じていたことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年6月まで

申立期間の保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。保険料は、妻は1か月が900円で3か月ごとに集金人に納付していたと言っている。

夫婦二人分を一緒に納付していた妻の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の妻の納付記録をみると、昭和46年4月の資格取得後、61年3月までの保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後は納付済みであるとともに、夫婦所持の年金手帳から、納付日が確認できる昭和46年7月から49年3月までの期間及び社会保険庁の記録から納付日が確認できる60年4月から61年3月までの期間は、夫婦同一日の納付が確認でき、納付意識の高い申立人の妻が申立期間の保険料も夫婦二人分を一緒に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、社会保険庁の記録は当初未納とされていたが、A市の申立人の妻の国民年金被保険者名簿では申立期間の保険料は納付済みであったことから、平成20年に納付済みと訂正されており、社会保険庁の記録管理に事務的過誤があったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで

私は、昭和42年5月に会社を辞めた後、妻と一緒に国民年金に加入し、妻が常時夫婦二人分の保険料を同月から納付してきたにもかかわらず、申立期間について、妻は納付済みなのに私の分だけ未納とされているのは納得できない。また、一度も夫婦別々に納付したことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月から妻と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、同時に夫婦二人分の保険料を妻が納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料を納付していたとする妻の納付記録をみると、申立期間を含む国民年金加入期間391か月の保険料を完納していることが社会保険庁の電算記録から確認でき、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の納付記録をみると、平成12年9月までの合計361か月にわたる加入期間において、11か月という比較的短い申立期間以外に未納は無いことが同様に確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、夫婦連番で昭和42年12月1日に払出しを受けていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、夫婦が所持する国民年金手帳において、検認印が認められる43年4月から49年7月までの納付日はすべて同一日であることが検認印から確認でき、一度も夫婦別々に納付したことはないとの申立人の陳述と符合する。

加えて、申立人の妻の国民年金手帳を見ると、申立期間である昭和42年5月から43年3月までの期間は、申立人同様検認印が押されていないことが確

認できるが、同手帳には同年 12 月 20 日付けで同期間の保険料納付を示す領収書の貼付^{ちようふ}が認められ、この期間の保険料を過年度納付したことが確認できる。この点について、当初は夫婦共に未納であった申立期間に対し、翌年度において夫婦共に納付催告がなされたはずであり、加入期間における夫婦二人分の納付状況を踏まえると、妻のみが納付して申立人は納付しなかったとは考え難く、申立人についても妻と同様に過年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの期間及び44年8月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、46年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで
② 昭和44年8月から45年3月まで
③ 昭和45年4月から49年12月まで

昭和53年ごろ、長男の嫁が区役所で説明を受け、私の過去の未納期間であった申立期間③の保険料として、20万円を超える金額を納付してくれた。区役所の職員に計算してもらった当時のメモも残っているのに、納付済みとされていないのは納得できない。

また、そのメモによると、申立期間①及び②が免除期間となっているのに、未加入期間とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、昭和53年ごろに申立人の長男の妻が、20万円を超える金額の保険料を納付してくれたと申し立てしているところ、当時は、第3回目の特例納付実施期間中である上、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、記録上、強制加入として管理されていたことから、申立期間③の保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間③直後の昭和50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが申立人の特殊台帳により確認できるが、当該期間の過年度納付を含めて60歳期間満了まで保険料を納付しても、申立人の年金受給資格期間である19年(228か月)に52か月不足している一方、それ以降60歳まで保険料をすべて納付済みであることから、申立人がこの状況のまま

無年金者であった場合、区役所が申立人に納付書を継続して送付し、納付を促してきたとは考え難い。

さらに、長男の妻が区役所職員の説明に基づき記載したとするメモを見ると、昭和53年4月当時の申立人の納付月数のほか免除期間が記載されているが、そのうち、特殊台帳では未納期間とされている43年4月から同年9月までの6か月についても免除期間として記載されていることから、年金受給資格期間に不足する月数を、実際より6か月少ない46か月とみて計算されていたものと推測される。この不足する6か月の保険料については、後に、申立人が高齢任意加入により納付していることを踏まえると、申立人の未納保険料を納付したとする長男の妻は、当時、区役所職員の計算に従って、申立期間③のうち、46年3月から49年12月までの46か月の保険料を特例納付したものとみるのが自然である。

加えて、それまでにまとめ払いしたとみられる過年度納付及び現年度納付の保険料額に、当該特例納付を行った場合の納付金額を合算すると、長男の妻が納付したとする金額におおむね一致するほか、長男の妻は、当該保険料の原資となったとする自身の退職金の明細書等を所持し、納付をめぐる当時の状況について具体的に陳述しており、その内容に不自然な点は認められない。

次に、申立期間①及び②について、申立人の特殊台帳を見ると、昭和40年4月から43年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間が免除期間となっていたことが確認されるところ、申立人の妻は、そのうちの申立期間①及び②において厚生年金保険に加入しており、申立人は、制度上、当該期間について強制加入とならない者であったことから、申立人が高齢任意加入した63年7月に、その被保険者資格を取り消され、申立人の年金記録については、免除から未加入へと記録が修正されている。しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約20年の長期間にわたり醸成されてきていたものであり、申立期間①及び②について、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入期間で無くなったことを理由として、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの期間及び44年8月から45年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められ、昭和46年3月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年9月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、16歳から38歳まで住み込みで勤務し、20歳になった時から、雇主が毎月給料から天引きして私の国民年金保険料を納付してくれていた。当時の金額は覚えていないが、給料袋に年金保険料を控除した手書きの明細があったこと及び集金人が事務所に保険料を集金に来ていたことはよく覚えている。

また、当時、同僚の従業員も私と同様に給料から天引きされて保険料を納付していたように思う。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった時から、雇主が毎月給料から天引きして国民年金保険料を納付してくれていたとし、集金人が事務所に保険料を集金に来ていたことをよく覚えていると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和48年8月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間①のうち、同年3月以前の保険料は、過年度保険料となり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

一方、申立人は、当時の同僚も申立人と同様に給料から天引きされて保険料を納付していたように思うとしていることから、当時の同僚であったとする者の納付記録等をみると、昭和39年7月に国民年金手帳記号番号が払い出され、

その時点において、集金人に納付が可能であった同年4月にさかのぼって保険料を納付していることが認められる上、従業員の保険料を納付していたとする雇主及びその妻は、36年6月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月から保険料を現年度納付するとともに、それぞれ60歳期間満了まで完納している。これら雇主の納付行動等を踏まえると、申立人についても、申立期間①のうち、申立人の手帳記号番号が払い出された48年8月時点において、集金人に納付が可能であった同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していたものとみても不自然ではない。

申立期間②について、申立人の納付記録をみると、申立人が退職し、雇主から国民年金手帳を受け取ったとする平成2年9月までの国民年金被保険者期間は、申立期間①及び②を除き、保険料をすべて納付している上、申立期間②は3か月と短期間であり、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとみられる雇主夫婦及び同僚の当該期間は納付済みであることなどを考え併せると、雇主が申立期間②の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和36年に母と相談して夫と共に国民年金に加入したことをよく覚えている。当時は、幼い子供を育てながら夫の仕事を手伝っていたため、夫婦二人分の保険料は、近所に住んでいた母に依頼して納付してもらっていた。申立期間①が未納とされているのでよく調べてほしい。

その後、子供が幼稚園に通うようになった昭和38年4月以降は、私が中年の女性集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、申立期間②について、夫が納付済みで私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人夫婦の国民年金保険料を申立人の母親に依頼して納付してもらっていたと申し立てていることから、夫婦共に納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が自身の保険料については、わずかな期間しか納付できないので納付を止めたと言っていたと陳述しており、母親の納付記録をみても、申立期間①を含む被保険者期間すべてにおいて未納である上、一緒に夫婦二人分の保険料を納付してもらっていたとする申立人の夫も申立期間①は未納となっている。

さらに、申立期間①は2年であり、この間、申立人夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人は、当時の国民年金手帳は、昭和50年又は51年ごろに起き

た災害の際に紛失したとしているほか、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立人は、子供が幼稚園に通うようになった昭和38年4月以降は、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てしているところ、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳の昭和41年度から47年度までの検認印を見ると、すべて同一日であることから、基本的に、夫婦一緒に夫婦二人分を納付していたものと認められ、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②は納付済みである。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、その前後を通じて住所変更及び生活状況等に特段の変化は無かったと陳述している上、申立期間②を除き、夫婦共に昭和38年4月からそれぞれ60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人が、申立期間②について、申立人の夫の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、44年1月から45年3月までの期間、同年7月から46年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和44年1月から45年3月まで
③ 昭和45年7月から46年3月まで
④ 昭和49年4月から同年6月まで

私の国民年金保険料については、昭和52年11月までは、母が納付し、結婚後は、家計一切を含めて妻が納付するようになった。

妻が何かの手续で区役所へ行った際、私に未納期間が多数あることを知らされ、その後、昭和53年7月に子を出生してしばらくしたころに、区役所で過去の未納保険料として20万円ぐらいをまとめて納付したことを覚えている。

妻は、納付当時の状況について、区役所の年金窓口で書類に記入し、職員から何かの書類を渡された後、階段を上がって会議室のようなところへ行き、濃紺の事務服を着た男性職員に現金を納付したことを覚えている。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間①から④までの保険料をまとめて納付したとする時期は、附則第4条による特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も申立期間①から④までの保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の妻は、当該保険料を納付したとする区役所における当時の状況等を詳細かつ明瞭に陳述しているところ、当時、社会保険事務所の職員が区

役所に出向き、特例納付を含む過年度保険料を直接受領する取扱いも行われていたとする区役所職員の証言があることなどを踏まえると、その陳述内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①から④までを除き、60歳期間満了まで保険料を完納し、結婚後、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の妻も、厚生年金保険の資格を喪失した昭和51年11月以降、60歳期間満了まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金制度発足当時に、母が、私と弟の分を一緒に加入手続してくれ、保険料も納付してくれていたと思う。私及び弟が結婚をして実家を出て行ってからも、私たち夫婦二人分の保険料は母が納付してくれていたと思う。

申立期間の保険料について、母の分は納付済みとなっているのに、自分の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間を除く期間の保険料はすべて納付済みとなっており、納付を担っていた申立人の母の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、国民年金保険料納付を担っていた申立人の母の保険料は、申立期間を含め納付済みとなっている。

さらに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所などの生活環境に大きな変化は認められない。

加えて、特殊台帳を見ると、申立期間について、「51 催」との記録が確認でき、納付意識の高かった申立人の母が、納付催告を受けながら未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの期間、39年4月から40年3月までの期間及び同年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から41年3月まで

私は、国民年金の制度が始まった時に、兄と一緒に加入し、結婚後は夫と一緒に夫婦二人分の保険料を納付し続けてきた。

申立期間①の期間は、兄と一緒に実家の店を手伝っており、母が兄の分とともに私の保険料を集金人に納付し続けてくれていた。

申立期間②の期間は、夫が区役所に出向き、夫婦二人分の過去の未納保険料の納付書を作成してもらうように手続をして、その後、送付されてきた複数の納付書で、昭和45年4月8日にA郵便局において一括納付した。

申立期間③の期間は、国民年金に加入した夫と一緒に、夫婦二人分の保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼^はり、集金人に判を押してもらって納付した。

申立期間に係る保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、兄と一緒に国民年金に加入し、母が兄の分と一緒に自身の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、兄と連番で昭和36年6月29日に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間直前の昭和 36 年 4 月から同年 7 月及び申立期間直後の 37 年 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の 38 年 2 月までの保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人の兄の国民年金保険料納付記録をみると、昭和 36 年 4 月から 63 年 2 月までの保険料は申立期間を含み完納されており、また、母の納付記録をみると、48 年 10 月 1 日に再開 5 年年金に加入し 60 か月を完納しているなど、納付を担っていた母の納付意識の高さがうかがえる。

これらのことから、納付意識の高かった母が、申立期間①の国民年金保険料について、兄の分のみを納付し、同居していた申立人の分を未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人は、夫が区役所で夫婦二人分の過去の未納保険料の納付書を作成してもらい、昭和 45 年 4 月 8 日に郵便局で一括して納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和 40 年 9 月 24 日に払い出されていることが確認できることから、この手帳記号番号払出時点において、夫は 33 歳であり 60 歳到達まで保険料を完納することで 25 年の年金受給資格期間を確保できたことから、それまでの未納保険料について過年度納付する必要はなかったにもかかわらず、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、夫が保有する上記の過年度保険料の領収証書をみると、本来、制度上は納付できない期間である昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの 4 年間の過年度保険料についての納付書が発行され、45 年 4 月 8 日付けで当該 4 年間の保険料が納付されており、納付書の発行及び保険料収納に事務的過誤が認められる。

これらのことから、申立人の申立期間②の国民年金保険料についても、夫と同様に、過年度保険料の納付書が発行されていた可能性が高く、申立期間②の保険料納付を担っていた納付意識の高い夫が、申立期間②の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

次に、申立期間③について、申立人は、夫が国民年金に加入して以降、当該期間を含め常に夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、年金手帳に印紙を貼^はり、集金人に判を押してもらっていたと具体的に陳述しているところ、上記のとおり、夫の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月 24 日に払い出されており、夫の納付記録をみると、申立期間③については納付済みとなっている。

また、確認できる夫婦二人分の国民年金保険料納付状況はおおむね一致しており、申立期間③直後の昭和 41 年 4 月から夫婦それぞれ 60 歳に至るまで、50 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月を除いて保険料は完納されており、申立人

及び夫の納付意識の高さがうかがえる。

これらのことから、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた納付意識の高い申立人及び夫が、申立期間③について、自宅を訪れた集金人に対して、夫の保険料のみを納付し、申立人の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から49年9月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、詳しいことは分からないが、両親が保険料を完納しているのに、私の申立期間①の保険料が未納とされ、また、申立期間②は、妻も納付済みであるのに私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたので、詳しい内容は分からないとし、これらを行っていたとする父親及び母親も既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入状況及び納付状況は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の弟と連番で、昭和49年9月17日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその弟に係る国民年金の加入手続は、このころ一緒に行われたものと推定される上、43年1月6日及び45年2月24日にさかのぼって国民年金の資格を取得している。

したがって、申立期間①のうち、昭和42年12月以前の期間については、国民年金の無資格期間であり、国民年金に加入することができないものと考えられ、加入手続が行われたとみられる49年9月時点において、申立期間①のうち、43年1月から47年6月までの保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金に加入以降、申立人の父親に申立人と一緒に保険料を納付さ

れていたとみられる申立人の弟の納付記録をみると、申立人と同様、加入手続の翌月である昭和49年10月から保険料の納付を開始していることが確認でき、申立期間①に相当する期間は未納となっているほか、申立人は、申立人の父親から過去の保険料をさかのぼって納付したとの話を聞いたことは無いと陳述している。

さらに、申立人の父親が、申立期間①のうち、国民年金被保険者である期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、当該期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の父親が申立期間①のうち、国民年金被保険者である期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②についてみると、申立人は、国民年金被保険者期間のうち、納付記録が確認できる昭和49年10月以降、申立期間②を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の家族の保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度が発足した36年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで保険料を完納している。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、一緒に納付されていたとみられる申立人の妻及び弟の当該期間は納付済みとなっていることから、申立人の父親が申立期間②の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、長男が国民年金に任意加入した昭和51年3月以降、夫婦と長男の3人分の保険料を一緒に納付し、長男が就職してからは、夫婦がそれぞれ60歳になるまで夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。

申立期間①は夫も長男も納付済みであるのに、私だけ未納とされており、また、昭和52年9月からは付加保険料も納付してきたのに、申立期間②のみ付加保険料の記録が漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、それぞれ60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において、申立人の申立期間①を除き、保険料を完納しており、申立人の長男についても、51年3月に任意加入後、厚生年金保険に加入するまで保険料をすべて納付している。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、当時、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫及びその長男の当該期間は納付済みとなっている上、申立人の長男について、当初、申立期間①を含む昭和51年3月から52年2月までの期間が未加入期間とされていたが、平成20年8月に、所持する国民年金手帳により納付済みに記録訂正されていることなどを踏まえると、申立期間①の保険料についても、記録漏れがあった可能性も否定できない。

申立期間②について、申立人に係る社会保険庁の納付記録及び特殊台帳では、

申立期間②の保険料は、定額保険料を現年度納付した記録となっているにもかかわらず、A市B区の被保険者名簿を見ると、昭和56年度の「納付(現年度)」及び「過年度」の欄それぞれに6か月の付加保険料を納付したとみられる「比」のゴム印が確認でき、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

また、申立期間②は6か月と短期間であり、申立人は、昭和52年9月以降60歳期間満了まで、申立期間②を除き、付加保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、56年10月から57年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

私は、夫が死亡した昭和40年1月ごろに区役所の職員に勧められて国民年金に加入した。その時、過去の保険料を2年分さかのぼって一括納付した。

当時の領収証書は年金手帳とともに紛失して残っていないが、領収証書に「3,600円」と記載されていたことを今でもはっきりと覚えている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が死亡した昭和40年1月ごろに、区役所の職員に勧められて国民年金に加入したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用対策により昭和41年6月以降に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の加入手続は、この時期に行われたものと推定され、加入時期において申立内容と符合しない。また、この時点において、申立期間のうち、39年3月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人は、保険料をさかのぼって納付した際の領収証書の形態及び記載内容について詳細かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不合理な点は認められないことから、記憶する納付金額についても信用できる上、加入手続が行われたとみられる時期において、申立人は既に36歳を超え、かつ、当時は、記録上、強制加入被保険者とされていたため、60歳期間満了まで保険料を納付しても年金受給資格期間を確保することができない状況にあったとみられることから、保険料を2年分さかのぼって納付したとする申立内容についても不自然な点は認められない。

そこで、申立人の納付記録をみると、記録上、昭和40年4月から納付していることから、申立人は、2年後の42年ごろに、2年分の保険料をさかのぼって過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、この当時、2年分の保険料額が、申立人の記憶する3,600円となるのは、申立人が35歳に到達し、その保険料月額が150円となった昭和40年*月から41年12月までの期間に限られることから、申立人が2年分を一括納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月以降、60歳期間満了までの約25年間にわたり保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年3月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年3月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和41年1月1日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年3月17日からA社で勤務していたが、同年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年3月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年4月1日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年3月28日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年12月1日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年3月13日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和38年11月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年6月7日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年3月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年4月16日からA社で勤務していたが、44年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月のC社企業年金基金の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年3月17日からA社で勤務していたが、同年12月1日に組織再編により同社がB社に統合され、身分が異動したが、このときの厚生年金保険の加入記録が同年11月30日に資格を喪失、同年12月1日に資格を取得となっている。

継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社企業年金基金が保管している加入員台帳及び加入員台帳払出簿の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付

けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間のうち、昭和21年7月25日から24年5月1日の期間について、申立人のA社（現在は、B社。）本社における資格取得日に係る記録を21年7月25日に、資格喪失日に係る記録を24年5月1日に、また、同年11月1日から26年7月1日の期間について、申立人の同社本社における資格取得日に係る記録を24年11月1日に、資格喪失日に係る記録を26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年7月から22年5月までは240円に、同年6月から同年12月までは200円に、23年1月から24年4月までは600円に、同年11月から26年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月25日から23年1月31日まで
② 昭和23年1月31日から24年5月1日まで
③ 昭和24年11月1日から26年7月1日まで

私は、C国から復員後、昭和21年7月25日にA社に入社し、平成元年4月30日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によると、A社勤務期間のうち、昭和21年7月25日から24年5月1日までの期間、及び同年11月1日から26年7月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間のうち、昭和21年7月25日から23年1月31日までの期間（申立期間①）はA社D支店E事務所で、同年1月31日から24年5月1日までの期間（申立期間②）は同社F支店で、同年11月1日から26年7月1日までの期間（申立期間③）は同社D支店で勤務していた。

申立期間①、②及び③において、A社で勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、人事発令通知書及び工事経歴書、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③においてA社に継続して勤務（昭和21年7月25日A社入社、同社D支店勤務、23年1月31日同社F支店に異動、24年11月1日同社D支店に異動。）していたことが認められる。

一方、申立期間①、②及び③については、勤務先のA社D支店又は同社F支店が厚生年金保険適用事業所となる以前の時期に該当するが、申立人が申立期間①当時、同社D支店に勤務していた同僚として名前を挙げている3人は、社会保険庁の記録において申立期間①において同社本社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、このうち1人は、申立人と同じ昭和21年に入社しており、職種も同じ技術者となっている。

また、B社では、「申立期間当時、A社D支店は厚生年金保険適用事業所となっていなかったため、（A社D支店の厚生年金保険新規適用は昭和26年7月1日）同社同支店在職者は、同社本社で被保険者資格を取得させていた。」旨の陳述が得られた。

加えて、B社から、「申立人については、申立期間①当時に何らかの手違いにより、厚生年金保険被保険者資格の手続の対象から漏れてしまったと思われる。」旨の陳述が得られた。

以上の内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、申立期間①については、A社D支店E事務所に申立人とほぼ同時期に入社し、申立人と、同社F支店と一緒に異動した同僚の記録から昭和21年7月から22年5月までは240円に、同年6月から同年12月までは200円に、申立期間②については、同じく同僚の記録から600円に、申立期間③については、26年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年7月から24年4月まで、及び同年11月から26年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月29日から同年4月1日まで
② 平成8年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和55年7月1日にB社に入社し、59年7月29日まで同社に継続して勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間のうち、同年1月29日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間当時は、C業務に従事する仕事をしていたので、会社に出勤することはまれであったが、同社に勤務していたことは間違いがない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間①)

私は、平成7年10月1日から8年1月31日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月31日とされている。正しい被保険者資格の喪失日は同年2月1日であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された申立人に係る「厚生年金の納付証明書」及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(平成8年1月31日付けでA社を退職。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月の社会保険庁の

オンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を平成8年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、当時のB社の社会保険担当者（取締役）から、「申立人は、昭和58年末ごろから59年7月に退職するまで、C業務に従事してもらっていた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

一方、上記社会保険担当者から、「当時、申立人の勤務内容がそれまでの事務から内職に変わったこと、及び会社の経営状態が悪くなかったため、申立人についていったん社会保険の脱退手続をとった。申立期間中は保険料を控除していなかった。」旨の陳述が得られた。なお、当時の会社の経営状態について確認する資料は残っていないが、社会保険事務所が保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和58年12月から59年9月の間に8人（申立人を除く。）の社員が被保険者資格を喪失していることが確認できる（昭和59年10月1日現在の在職者は7人。）。

また、上記社会保険担当者の説明内容は、申立人が陳述している当時の勤務内容とも符合し、特に不自然な内容は見当たらないほか、社会保険事務所が保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には健康保険被保険者証が返還されたことを示す「証返」の表示が確認でき、さらに、被保険者資格再取得後は健康保険被保険者証の番号も変更されている等当時の被保険者資格の取得及び喪失手続は適正に行われていることがうかがえる。

加えて、申立人は当時の給与について、「月給制で現金払いであったが、金額及び保険料については覚えていない。」旨陳述しており、社会保険担当者の「保険料は控除していない。」旨の陳述内容にかかわらず申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的事情は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月8日から34年8月1日まで
② 昭和34年8月1日から44年12月20日まで

社会保険庁の記録によれば、昭和33年9月8日から44年12月20日までの間に勤務した2社(A社及びB社)における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。

B社を退職後、まもなくC区役所に出向き国民年金に加入したので脱退手当金を請求するはずが無い。

脱退手当金の請求手続は行っておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、脱退手当金が支給決定される約2か月前の昭和45年1月23日に払い出されていることが確認できる上、申立人のB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した44年12月以降、60歳に到達するまで国民年金保険料を完納していることを踏まえると、申立人が当時、申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

また、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の欄の前後60人のうち、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性は4人であるが、受給者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格喪失日は、昭和45年3月21日であると認められることから、同社B支社における資格喪失日に係る記録を同年3月21日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月11日から同年3月21日まで

私は、昭和34年4月13日から平成7年3月20日までの期間、A社に継続して勤務していた。

社会保険庁の記録ではA社B支社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和45年3月11日となっており、申立期間が未加入期間とされているので、被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の従業員詳細情報、健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、資料が無いため、申立人の異動日は不明としているが、申立人と同様の異動により昭和45年3月21日付けで同社本社において資格を取得している複数の同僚から、当時の異動は給与締日の20日付けで行われる例が多かったとの陳述が得られたこと、同社に係る被保険者名簿をみると、21日付けの異動者が多くみられること及び申立人の同社での被保険者記録をみると、申立期間以外の異動日も1日付け又は21日付けで異動していることが確認できることなどから、申立人は45年3月21日付けで同社B支社から同社本社に異動したと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日、資格喪失日に係る記録を34年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、A社での加入記録が無い旨の回答をもらった。
当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の業務内容に関する申立人の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る被保険者名簿をみると、申立人が名前を挙げた申立人より2歳年長で申立人より1か月早く同社に入社した同僚及び申立人と小学校及び中学校において同級生であり、申立人より少し遅れて同社に入社し、同じ業務に従事していた同僚は、入社と同時に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言している当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致していることから、当時、同社では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同年齢で同時期に入社し同質業務に従事していた同僚の昭和 33 年 7 月の記録から判断すると、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の A 社に係る被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届も提出されたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの資格の取得及び喪失届等を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年5月23日、資格喪失日に係る記録を32年1月22日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月23日から32年1月22日まで

私は、昭和31年5月23日に、姉が勤めていたA社に妹と一緒に入社した。正社員としてB業務に従事していたが、姉が同社を辞めた後、事情があり妹と共に、32年1月22日に退社した。しかし、姉妹3人とも同じ仕事をしてきたにも関わらず、先に働いていた姉と、一緒に入社した妹には厚生年金保険の記録があるのに、経験者として入社した私の記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人は申立期間においてA社でB業務従事者として勤務していたことが認められる。

また、A社に係る被保険者名簿をみると、申立人と一緒に入社した経験年数の浅い妹には、入社から退社までの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間当時、一緒に勤務していた同年齢の同僚や同質業務に従事していた3歳年下の同僚には、いずれもA社での被保険者記録が確認できるほか、出来上がった製品の整理をしていた同僚にも被保険者記録が確認できる。

加えて、当時、A社で社会保険の事務を担当していた同僚は、従業員から厚生年金保険の加入を辞退する旨の意向が示されない限り、社員を社会保険に加入させていたと陳述している。

また、申立人が陳述している当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録

上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致していることから、当時、同事業所では、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し同質業務に従事していた同僚の昭和 31 年 5 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の A 社に係る被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届や資格喪失届も提出されたと考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主は、申立てどおりの資格の取得及び喪失届等を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 5 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和33年9月21日、資格喪失日は同年12月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から同年12月22日まで

私は、昭和33年9月21日にA社に入社し、41年2月まで同社で勤務したが、社会保険事務所では、同社で厚生年金保険に加入した日が33年12月22日と記録されている。

しかし、私が所持している厚生年金保険被保険者証では、「はじめて資格取得した日」は、「昭和33年9月21日」となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社の厚生年金保険新規適用日である昭和33年12月22日と記録されている。

しかし、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が昭和33年9月21日と記載されている。当該被保険者証は、申立人がB社を退職後の44年3月31日に再発行を受けたものであるが、当時、社会保険事務所では、何らかの記録によって申立人の資格取得日を確認し、再発行を行ったと推認される。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、資格取得日が申立人と同一日の昭和33年12月22日と記録されているB社の同僚は「自分が入社した時、申立人は既にC業務活動に従事しており、1年ほど先輩である

と思った。」と陳述している。

加えて、当該払出簿において、資格取得日が申立人と同一日の昭和 33 年 12 月 22 日と記載されている B 社の別の従業員は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、資格取得日が 34 年 1 月 11 日と記録されており、社会保険事務所における同社に係る申立期間当時の記録管理が適正に行われていなかったこともうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 33 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B 社における被保険者資格の取得時（昭和 33 年 12 月）の社会保険事務所の記録から 1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月24日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、昭和27年4月1日にA社に入社した。入社直後の同年4月及び同年5月は研修所に同期入社 of 従業員が集まって講習を受けた。同年5月24日に講習が修了して、C支店に配属となった。

講習期間中も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人がA社C支店に昭和27年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「新人研修期間中の処遇は全員同一で、特定の者だけ保険料控除しないことはあり得ない。申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨、回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか不明としているが、人事記録には、昭和 27 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 5 月 24 日に C 支店に配属された記録があり、この配属日である同年 5 月 24 日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月24日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、昭和27年4月1日にA社に入社した。入社直後の同年4月及び同年5月は研修所に同期入社の新入社員が集まって講習を受けた。同年5月24日に講習が修了して、C支店に配属となった。

講習期間中も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人がA社C支店に昭和27年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「新人研修期間中の処遇は全員同一で、特定の者だけ保険料控除しないことはあり得ない。申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨、回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の社会保険事務

所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか不明としているが、人事記録には、昭和27年4月1日にA社に入社し、同年5月24日にC支店に配属された記録があり、この配属日である同年5月24日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月24日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和28年4月1日に入社して、63年7月1日に退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社B支店に在籍していた。

申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社以来、平成2年に退職するまで継続して同社に勤務していた。社会保険庁の記録において、同社B営業所に転勤した昭和39年7月21日から同年8月21日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書、従業員詳細情報、雇用保険の加入記録健康保険組合加入証明書及び同僚の陳述内容から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年7月21日に同社本社から同社B営業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月31日から17年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成16年12月31日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳、事業主の陳述及び雇用保険の記録から、申立人が同社に平成16年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額及び平成16年11月の社会保険庁の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成16年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年11月1日から33年1月12日まで

私は、昭和32年4月から61年8月まで、A社に勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和32年11月にA社本社から同社B部へ異動したことを記憶しており、申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主並びに同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和32年11月1日に同社本社から同社B部に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C工場に出向した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、A社C工場には、昭和47年10月1日から48年2月28日まで勤務し、同年3月1日付けで出向元であるD社に戻っているため、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD社の人事記録、厚生年金基金の裁定通知書、申立人所持の給与明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社C工場に継続して勤務し（昭和48年3月1日に同社C工場からD社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に

係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を昭和53年11月1日に、C社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月6日から同年12月7日まで

私は、A社及びそのグループ会社に昭和47年4月1日から現在まで継続して勤務している。しかし、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、A社B工場において53年11月6日に資格を喪失し、C社において同年12月7日に資格を再取得しており、1か月の空白期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した経歴書及び辞令台帳から判断すると、申立人は同社及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B工場からC社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張するが、社会保険事務所の記録におけるC社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日の昭和53年12月7日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、平成3年4月1日から5年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、その間、給与からは標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年3月30日付けで3年4月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額の遡及訂正を行われている者が11人（申立人を除く。）確認でき、そのうちの1人の給与明細書により、訂正前の標準報酬月額に見合った額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、訂正前の標準報酬月額に見合う額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、同僚からは、「A社の役員から、社会保険料を滞納しているので、さかのぼって標準報酬月額を減額するという説明を受けた。」「説明後、保険料の還付を受けた記憶は無い。」等の陳述があった。加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票（同社と社会保険事務所との滞納保険料に係る整理についての交渉が記載されている書類。）により、A社は申立期間当時、多額の社会保険料を滞納し、同社の役員が再三社会保険事務所を訪れ、納入方法及び納

入時期について相談をしていたことが確認できる。

また、申立人はA社の社員であり、経営及び総務関係には関与していないこと及び社会保険事務所の滞納処分票に記載されている内容から判断すると、申立人は標準報酬月額の訂正に係る決定及び処理等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届を2年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和40年3月22日にA社に入社し、平成13年9月4日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和46年7月が厚生年金保険の未加入期間となっている。

当時、A社B営業所に勤務しており、昭和46年8月から労務管理が同社B営業所から同社C支社に移管されただけであり、私を含めたB営業所勤務の社員の勤務先及び勤務条件が変わったわけではないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「昭和46年8月1日にD厚生年金基金が発足した際の労務管理変更時に、空白期間が生じたものと考えられる。しかし、保険料の徴収及び納付については空白期間は無かったと考えている。」と回答している。

さらに、A社B営業所と同様に労務管理が同社C支社に移管された同社D支店、同社E営業所及び同社F営業所は、昭和46年8月1日に適用事業所で無くなっていることが、社会保険庁の記録から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 6 月の社会保険事務所の記録から、10 万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、A 社 B 営業所が適用事業所で無くなった昭和 46 年 7 月 31 日に在職していた申立人を含む従業員 6 人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社 B 営業所で勤務していたと陳述していることから、同社 B 営業所は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、事業主が、昭和 46 年 7 月 31 日付けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月4日から25年11月1日まで
② 昭和25年11月1日から32年6月19日まで
③ 昭和32年10月29日から34年1月31日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間の一部について、脱退手当金が支給済みとなっている。

私は、昭和23年5月23日から10年間ぐらいA社に勤務した後に結婚退職し、その後、再度同社に1か月ほど勤務したが、脱退手当金を請求したり、受給したことは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前後の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされず未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む5回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が未請求となっている期間のうち、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間に係る事業所と同一事業所に係る期間であり、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一記号番号で管理されていることが申立人の厚生年金保険被保険台帳(旧台帳)により確認できることから、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されるということは、事務処理上不自然である。

さらに、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかか

ならず、重複整理が行われていない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 34 年 5 月 26 日に支給決定されていることが確認できるところ、当時、裁定庁が脱退手当金を裁定する際には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録を厚生省(当時)に照会し、同省では、当該記録を裁定庁に回答した旨を旧台帳に表示する事務手続であったにもかかわらず、申立人の旧台帳を見ると、当該表示は無く、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月25日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和32年4月にA社へ入社し、定年まで同社で勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の勤続表彰、雇用保険の記録、戸籍の附票の住所遍歴及び同僚の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和33年4月25日に同社C支店から同社B事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、適正な届出がなされたとしているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月11日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和29年4月から申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年8月1日の社会保険事務所の随時改定の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を、「昭和36年9月1日とすべきところを誤って辞令の発令日である同年8月11日として届出を行った。」としており、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格取得日を昭和39年6月16日、資格喪失日を同年12月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を40年7月26日に、C社における資格喪失日に係る記録を44年12月1日に訂正し、39年6月から同年11月までの標準報酬月額を2万2,000円とし、44年11月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち、昭和39年6月16日から同年12月1日まで及び昭和44年11月30日から同年12月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月16日から同年12月1日まで
② 昭和40年7月20日から同年7月26日まで
③ 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和37年3月6日に入社してから定年まで途切れること無くD社（現在は、E社。）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険未加入とされていることに納得できない。

昭和39年6月16日から同年12月1日まではA社に出向して勤務し（申立期間①）、40年7月20日から同年7月26日までは出向していたB社（現在は、F社。）で引き続き在職しており（申立期間②）、44年11月30日から同年12月1日もC社で引き続き在職していた（申立期間③）。

転勤及び出向はあったが、D社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書、雇用保険の記録及びE社の人事記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年6月16日にD社からA社に異動、同年12月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 39 年 5 月及び同年 12 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、給与明細書、雇用保険の記録及びE社の人事記録から、申立人がB社に継続して勤務(昭和40年7月26日にB社からC社に異動。)していることが認められる。

申立期間③については、D社企業年金基金が保管している加入員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和44年10月のD社企業年金基金の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、C社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、事業主は、同社が適用事業所で無くなった同日に在職していた申立人を含む従業員15人はいずれも、その後の申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、これらいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格の取得及び喪失届等を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年6月から同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったことを認めている上、事業主が昭和44年11月30日付けで適用事業所では無くなった旨の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月5日から同年4月5日まで

私は、高校を卒業後、昭和25年3月20日から62年3月31日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、32年3月5日から同年4月5日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間については、A社C支店で期末処理業務に従事しており、昭和32年4月5日に同社D支店へ異動した。

B社から受け取った職歴証明書により、申立期間中の継続勤務が証明できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年4月5日にA社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 4 日から 41 年 4 月 27 日まで
② 昭和 41 年 11 月 15 日から 44 年 2 月 20 日まで
③ 昭和 44 年 6 月 5 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 3 月 12 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 48 年 6 月 28 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 46 年※月※日に婚姻し改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年6月20日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていることと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年2月から同年4月までは1万円、同年5月は1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から同年6月20日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に正社員として就職し、平成2年5月16日に系列企業に転職するまで同社のC事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁において昭和29年2月1日から同年6月20日までの期間の厚生年金保険の記録が未加入期間とされている。同社が保管している被保険者台帳の記録では、申立期間についても継続して厚生年金保険に加入しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社の回答から認められる。

また、A社から提出された「社会保険被保険者台帳」から、申立人は、当時、同社の本社機能を有していたB工場で昭和28年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年6月20日に資格を喪失した後、同日付けで同社の新本社となったC事業所で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社B工場に係る被保険者名簿をみると、昭和29年6月20日以降に資格を喪失した被保険者の健康保険被保険者証の返還記録はすべて「証返」のゴム印が押され、それまで手書きで「返」と記載していた方法と異なっていることが分かる。しかし、申立人を含む3人の被保

険者の記録をみると、同年2月1日に資格を喪失しているにもかかわらず、「証返」のゴム印が押されているところ、同日に資格を喪失している別の被保険者は手書きの「返」の記載があり、社会保険事務所の記録管理の不備が認められる。

これらの状況から、社会保険事務所は、申立人の同社B工場での資格喪失日を昭和29年6月20日とすべきところ、誤って同年2月1日と記録したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、昭和29年6月20日に申立人がA社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社が作成し、保管する社会保険被保険者台帳の記録から昭和29年2月から同年4月までは1万円、同年5月は1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社B支店に勤務していた昭和 33 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日までの厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証を見ると、旧姓で発行されており、再発行の押印も無く、申立人が昭和 38 年※月に婚姻していることを踏まえると、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人の被保険者証に申立期間当時になされた当該表示は認められない。

また、申立人は、「退職時に事務担当者から将来の年金受給時に必要なため厚生年金保険被保険者証を大切に保管するようと言われたことから、今まで大事に金庫に保管していた。」と陳述しており、現在も被保険者証を所持していることを踏まえれば、申立人の当時の状況についての主張も信用できる。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年10月25日に、資格喪失日に係る記録を37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月25日から37年6月1日まで

私は、昭和36年10月25日にA社D支店から同社C支店に転勤となり、37年6月1日まで同社C支店に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社C支店に勤務していた8か月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社員台帳から判断すると、申立人が、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和36年10月25日に同社D支店から同社C支店に異動、37年6月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者

資格取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格喪失届も提出されたと考えられるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年10月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月30日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月30日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年12月1日まで
② 昭和28年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和26年4月1日にB社に入社し、同社及び同社を吸収合併したC社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年4月1日から27年12月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっている。

また、その後、C社は、A社に吸収合併され、私は、昭和29年10月まで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、28年5月の1か月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、管轄社会保険事務所が保管するC社及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる複数の同僚は、「C社は、A社に吸収合併された。」と陳述している上、A社の同僚は、「C社及びA社は、いずれもD社の販売代理店であり、A社は、D社の指示に従って経営難に陥っていたC社の取引先及び従業員を引き継いだ。」と陳述しており、C社の従業員8人のうち、申立人を含む5人がA社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A社の同僚は、「申立人は、A社でも、C社での職種と同一のE職として引き続き勤務しており、C社での取引先をそのままA社でも担当した。」

と陳述している。

その他の事情も含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間②を含め継続してC社及びその経営を継承したA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和28年6月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主及び役員等から陳述を得ることができず確認できないが、申立人と同一日にA社での厚生年金保険被保険者資格を取得しているC社での同僚4人は、いずれも申立人と同様に1か月の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できることから、社会保険庁の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和28年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人がB社及びC社での同僚として名前を挙げ、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での在籍が確認できる同僚は、「私と申立人は、B社で一緒に働いており、同社は後にC社に吸収された。」と陳述していることから、申立人が、期間は特定できないものの、B社に在籍していたことは推定できる。

しかし、申立人が申立期間①当時に勤務していたとするB社は、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に法人登記簿の記録も無い。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる別の同僚は、「B社は、事業所自体が厚生年金保険に加入していなかったため、給料から厚生年金保険料は控除されていない。」と陳述している。

加えて、申立人がB社での同僚として名前を挙げた4人は、申立人と同様に、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年12月1日と同一日に同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、これら同僚4人の申立期間①に係る厚生年金保険加入記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C部における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和30年2月24日から平成6年12月21日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間を含めA社に継続して勤務し（昭和30年7月1日に同社C部から同社D部に異動。）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの期間及び43年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年3月まで
② 昭和43年7月から50年3月まで

昭和38年4月ごろ、勤務先にA市B区役所（現在は、C区）から年金の集金人が来て、200円を支払い領収印を押してもらい手帳を交付された。以後、毎月勤務先に集金人が来て、納付の都度、手帳に領収印を押してもらっていた。41年5月に結婚してからは妻が夫婦二人分の保険料を納付し、43年ごろに転居したD市では半年ぐらい掛け忘れがあったが、後でまとめて支払ったと聞いており、未納期間が130月もあるのは納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和38年4月ごろに国民年金に加入し、結婚するまでの期間は申立人自身が、また、結婚後は夫婦二人分の保険料をその妻が、納付していたので、未納期間は無いと申し立てている。

しかし、申立期間①について、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に職権により払い出されていることが、申立人に係るA市の被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、38年4月ごろに国民年金に加入したとする申立人の陳述とは符合しない上、申立期間のうち、同年4月から39年3月までの期間は既に時効の到来により保険料を納付することができず、また、同年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付することとなり、集金人に納付することはできない。

また、婚姻後の昭和41年5月以降、夫婦二人分の保険料の納付を担っていたとされる申立人の妻も同年5月から42年3月までの期間は未納である。

さらに、申立期間の保険料額は100円であり、申立期間当初の保険料額が

200円だったとする申立人の陳述とは相違している上、保険料額が200円となるのは昭和42年1月からであり、これは納付記録上の申立人の保険料の納付の始期と符合する。

次に、申立期間②についてみると、申立人は昭和43年3月ごろに転居先のD市へ転居届は提出したが、国民年金に係る住所変更手続を行った記憶はないとしているところ、47年4月ごろから50年6月ごろまでの期間については、不在者として取り扱われていたことがA市の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人に係る特殊台帳から、申立人の国民年金の住所が、昭和50年7月付けで同年3月にA市からD市へ異動されたことが確認できる。これらのことから、47年4月から50年3月までの期間の保険料は現年度納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、昭和43年7月から46年4月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間について、申立人の妻の保険料は納付済みであり、その保険料はその妻の特殊台帳からD市において納付されたものとみられるところ、この期間、申立人の国民年金に係る住所地はD市では無かったことから、申立人の妻がこの期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料の納付について、申立人は直接関与していないため不明であるほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は7年度、81か月と長期に及び、通常、行政側がこれだけの期間誤りを継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間の住所地を管轄する社会保険事務所において、同記号番号払出簿のすべての内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年8月までの期間、42年9月から44年8月までの期間、47年10月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年8月まで
② 昭和42年9月から44年8月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで
④ 昭和49年4月から50年3月まで

私は、時期は定かでないが、住宅建て替えのために転居した昭和57年の数年前ごろ、自身の申立期間①、②、③及び④の過去の未納期間の保険料を、A市B区役所で特例納付によりさかのぼって納付したと思う。

区役所で市民税の納付書と同じくらいの大きさの薄茶色の納付書を作ってもらい、18万円くらいの保険料を納付した。

私は、国民年金には25年以上加入しなければならないという意識があり、特例納付をした時に、職員から、納付した金額とこれから納付する金額を合わせて26年になると聞いた記憶があるので、申立期間①、②、③及び④が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付期間中に、自分の過去の未納期間の保険料について特例納付を行い、その後、60歳までに納付した保険料と合わせて26年間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人に係る特殊台帳により、第2回特例納付実施期間内の昭和50年12月ごろに、その夫と同様に36年4月から39年3月までの期間の保険料が特例納付されたこと及び48年4月から49年3月までの期間の保険料が過年度納付されたことが確認できる。また、同

台帳の摘要欄に、申立人の夫の厚生年金保険被保険者期間に該当する期間について年金受給権に必要な期間に算入される、いわゆるカラ期間の月数等が計算されて記載されていることが確認できる。これらの特例納付及び過年度納付は、第2回特例納付期間中の同時期に行われたと考えられるところ、これ以降、申立人が60歳に到達するまでの間に保険料をすべて納付すれば、上述のカラ期間を含めると年金受給に必要な25年を超えており、年金受給権を得るために新たに特例納付を行う必要はなく、第3回特例納付期間中に特例納付を行ったことにより受給権が発生したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、A市B区役所で特例納付したとすると、区役所では特例納付に係る保険料の収納は行っていない。

加えて、特例納付した保険料の対象人数及び金額などについて陳述が変遷しており、申立人の申立期間当時の記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の保険料を特例納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和38年5月ごろ、当時住み込みで働いていたA市のD業店に訪れた区役所の女性集金人から国民年金についての説明を受け、10日ほど後に、その集金人を通じて国民年金に加入手続をした。

加入手続の際、集金人に昭和36年4月から38年3月までの2年分の保険料2,400円をさかのぼって一括納付した。

その後は、3か月ごとに職場に集金人が来て保険料を納付していた。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年5月ごろに国民年金加入手続を行い、加入当時に36年4月から38年3月までの国民年金保険料を2年分さかのぼって過年度納付を行い、その後は3か月ごとに集金人に保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月にA市B区で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、昭和41年ごろに国民年金手帳を入手するまでの間、集金人は、保険料を納付した際、集金人が1枚の用紙に検認印を押していたとして、A市では、当時、B区は国民年金手帳による印紙検認による保険料収納を行っていたとしている上、当時、集金人による過年度納付は取り扱っていなかったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとするA市B区を管轄するC社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間、52年9月及び同年10月、61年7月及び同年8月並びに62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和52年9月及び同年10月
③ 昭和61年7月及び同年8月
④ 昭和62年4月

昭和44年4月ごろ、私の母が、私の国民年金の加入手続をしてくれ、母は、私が実家にいた53年9月ごろまで、厚生年金保険と国民年金の切替手続を含めて私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間③及び④については、私が、市役所に行き保険料を納めた記憶がある。

申立期間①から④までについて、納付記録が無く未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和44年ごろに母が、申立人の国民年金加入手続を行い、その後、厚生年金保険との切替手続を含めて、53年9月ごろまでの国民年金加入期間中の国民年金保険料を区役所で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は過年度となり、区役所で保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳及び申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳には、いずれも昭和46年7月9日付けで国民年金資格を喪失し、52年11月24日に国民年金の資格を再取得したことが記載されており、申立人は、その間、

国民年金の未加入者であったことが確認できる。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立期間②は、平成 10 年 9 月付けで厚生年金保険被保険者期間が統合されたことに伴い、国民年金の未加入期間から第 1 号被保険者の未納期間に記録が訂正されたことが確認できる。この訂正の時点において、申立期間②の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び申立期間①及び②の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は見当たらない。

次に、申立期間③及び④について申立人は、市役所で保険料を納付したと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立期間③及び④についても、平成 10 年 9 月付けで国民年金の未加入期間から未納期間に記録が訂正されたことが確認でき、この訂正の時点において、申立期間③及び④の保険料も制度上納付する事はできない。

また、申立人は、記録が訂正された平成 10 年 9 月までの間、申立期間②、③及び④は国民年金の未加入者と記録されており、行政から納付書等が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び、国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月及び同年8月並びに62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月及び同年8月
② 昭和62年4月

私は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者資格を取得してから、将来の事を考え、第3号被保険者と第1号被保険者の切替手続などに注意し、第1号被保険者の時は国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①及び②について、納付記録が無く未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金に加入以降、国民年金の種別変更を適正に行い、第1号被保険者資格であった申立期間①及び②の期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者として資格を取得後、申立期間①及び②が未納と記録されているが、この期間については、平成7年4月付けで、夫の厚生年金保険被保険者期間と合致するように第3号被保険者から第1号被保険者に記録が訂正され、これに伴い、未納期間と記録されたことが確認できる。この訂正の時点において、申立期間①及び②の保険料は制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る国民年金記録は、記録が訂正された平成7年4月までの間、申立期間①及び②の期間は第3号被保険者と記録されており、行政から納付書等が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで

私は、昔気質の人間なので国民年金保険料をまじめに納めており、申立期間の保険料も納めていた。平成18年ごろに社会保険事務所に行き保険料納付の月数の確認してもらった時の説明では、年金受給に不足している月数が2か月であるとのことであったが、今の記録では3年2か月の期間が不足とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入は申立人の母が手続し、保険料も最初は母が納付していた。申立期間の保険料は申立人自身が納めていたので保険料が未納とされているのは納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、申立期間へと続く昭和49年10月から50年3月までの期間の保険料は51年2月に、50年4月から51年3月までの期間の保険料は53年3月にそれぞれ過年度納付されており、51年4月から52年3月までの期間の保険料は申請免除されていることが確認できる。また、申立期間直後の55年4月から57年3月までの期間の保険料は未納となっており、続く同年4月から60年3月までの期間の保険料は申請免除されていることから、申立期間当時、何らかの理由で保険料が滞ったものと考えられる。

また、特殊台帳の記録をみると、昭和52年度及び53年度の納付記録欄には、それぞれ同年度及び54年度の保険料納付を催告した旨の記録があるが、申立人は催告された記憶は無いと陳述しており、過年度納付の可能性をうかがうことはできなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、申立期間を含め国民年金加入以降の保険料納付についての記憶が定かでないとして陳述しており、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を酌み取ることは

できなかつた。

加えて、申立人が所持する年金受給要件確認表を見ると、訂正箇所が多数見られ、申請免除されている期間を納付期間として加算するなど不自然な点も多く、この確認表をもって保険料が納付されたものとみることはできない。

このほか、申立人の保険料が別の手帳記号番号で納付された形跡も見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年12月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年12月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

昭和57年4月から60年3月までの期間については、私が独立して商売を始めたばかりのころで、夫婦で国民年金保険料の免除を受けていた。その後、商売も軌道に乗り金銭面で余裕がでてきたので、国民年金保険料の納付を再開していたところ、免除を受けた期間の納付を勧める書類がきた。この書類内容は、今、免除期間の国民年金保険料を納付しないと遡及納付できる期限が過ぎて納付できなくなるとの内容だったので、免除期間の保険料を夫婦共に一括で夫婦二人分を全額納付したのに、申立期間の保険料が免除の記録のままにされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月から60年3月までの免除期間の保険料を、63年から平成5年ごろに夫婦共に一括で夫婦二人分を追納したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、社会保険庁の記録から昭和59年1月から同年3月までの保険料は、平成6年1月21日に追納されていることが確認できる。追納の場合、さかのぼって納付できるのは10年までであり、保険料を追納した時点では申立期間①の保険料は時効により制度上、納付できない期間となっている。

また、申立人は保険料を追納した際、夫婦二人分で計2枚の納付書で納付したと陳述しているが、社会保険庁の記録をみると、社会保険庁が作成した納付書は昭和59年1月から同年3月までの期間及び同年4月から60年3月までの期間の2枚、夫婦合わせて合計4枚作成されていることが確認でき、すべての期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は保険料を追納したとする時期、保険料などの記憶が定かでない。

加えて、平成6年の追納処理は機械化処理のため、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から国庫へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わしており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行ったが、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年12月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年12月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

昭和57年4月から60年3月までの期間については、私の夫が独立して商売を始めたばかりのころで、夫婦で国民年金保険料の免除を受けていた。その後、商売も軌道に乗り金銭面で余裕がでてきたので、国民年金保険料の納付を再開していたところ、免除を受けた期間の納付を勧める書類がきた。この書類内容は、今、免除期間の国民年金保険料を納付しないと遡及納付できる期限が過ぎて納付できなくなるとの内容だったので、免除期間の保険料を夫婦共に一括で夫婦二人分を全額納付したのに、申立期間の保険料が免除の記録のままとされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月から60年3月までの免除期間の保険料を、63年から平成5年ごろに夫婦二人分の保険料と一緒に申立人の夫が一括で追納したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、社会保険庁の記録から昭和59年1月から同年3月までの保険料は、平成6年1月21日に追納されていることが確認できる。追納の場合、さかのぼって納付できるのは10年までであり、保険料を追納した時点では申立期間①の保険料は時効により制度上、納付できない期間となっている。

また、申立人の夫は保険料を追納した際、夫婦二人分で計2枚の納付書で納付したと陳述しているが、社会保険庁の記録をみると、社会保険庁が作成した納付書は昭和59年1月から同年3月までの期間及び同年4月から60年3月までの期間の2枚、夫婦合わせて合計4枚作成されていることが確認でき、すべ

ての期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の夫は保険料を追納したとする時期、保険料などの記憶が定かでない。

加えて、平成6年の追納処理は機械化処理のため、金融機関から社会保険事務所へ送付される領収済通知保険料額と、金融機関から国庫へ振り込まれる保険料額とを毎月突き合わせており、記録の誤りは極めて発生し難いと考えられる。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行ったが、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から47年3月まで
ねんきん特別便が送られてきたので見ると、資格期間と納付月数が一致しないので社会保険事務所に照会すると申立期間が未納であることが分かった。昭和41年10月に結婚し、結婚後、妻が夫婦二人分を納付してきたと言っている。納付は妻に任せていたので詳しいことは分からないが、妻の分が納付済みになっているのに、私の分だけが未納とされている。

昭和41年9月に勤めていた会社を退職し、同年10月に友人と会社を自営した。勤めていた会社は厚生年金保険であったが、退職後の国民年金は義務だと思っていたので自動的に保険料を納付していたと思う。

また、会社を退職後、住所もA県B市からA県C市（現在は、D市）に転居した。

昭和41年10月から47年3月までの期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。妻の保険料は納付済みであるのに夫の分が未納とされていることは納付できないと申し立てている。

そこで、夫婦の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間に続く昭和47年4月から平成10年2月までの保険料をすべて納付していることが確認できる。また、申立人の妻も40年4月から平成12年12月までの保険料をすべて納付していることも確認できる。

しかし、申立人の納付記録をみると、手帳記号番号払出簿から、昭和36年7月1日にE市F区を管轄するG社会保険事務所から払い出された後、48年3月30日にD市を管轄するH社会保険事務所に移管されていることが確認できる。また、特殊台帳の住所欄を見ると、特殊台帳の切り替えられた同年3月

ごろの時点において、社会保険庁は申立人の住所をE市F区として管理していたことが確認できる。

一方、申立人の妻の記録をみると、手帳記号番号払出簿から、昭和36年7月21日にI社会保険事務所から払い出された後、41年12月19日にJ社会保険事務所（現在は、H社会保険事務所）に移管されていることが確認でき、申立期間において申立人とその妻では、管轄する社会保険事務所が違っていた。

この場合、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていたとする陳述とは一致しない。

また、申立期間当時、申立人が居住していたC市（現在は、D市）においては申立人が国民年金被保険者として把握されていなかったことから、申立人から保険料の収納が行われなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び住所変更手続について記憶が定かでなく、また保険料納付したとする申立人の妻は保険料の納付方法等について記憶が定かでない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3153

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年12月まで
昭和53年3月27日以後は、妻が、私の国民年金保険料を3か月ずつ納付書により銀行で納付していた。
それなのに、申立期間の保険料が未納と記録されているのは、納得できないので納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月以後、申立人の妻が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を3か月ずつ現年度納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の居所が不明で国民年金保険料も納付されていないとして、昭和52年3月に不在決定されており、その後、申立人が国民年金保険料を納付できる状況になったのは、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳の住所変更記録から、申立人がA市に国民年金の住所変更手続を行った54年3月以降であると推認される。

したがって、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、市役所の窓口で、通常の納付書とは異なる手書きの納付書の発行を受け、これにより、昭和54年3月又は同年4月に保険料納付を行う必要があったが、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、また、申立人自身は、当該保険料の納付に^{あいまい}関与していないため、申立期間の保険料の納付状況は明確でない。

また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年5月まで

私は、昭和43年12月にそれまで勤めていた会社を退職し、兄の経営する会社に就職したが、厚生年金保険の適用事業所では無かったため、国民年金に加入することとした。

加入手続は、妻が昭和44年1月にA市役所B出張所で行い、その場で1年分の国民年金保険料を前納した。その後の保険料も、妻が、市から送付されてくる納付書で、1年分ずつ前納した。納付し始めたころの保険料は月額1,000円で、1年分前納すると1か月分が割引されたと記憶している。

申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月にA市役所B出張所で国民年金に加入し、加入後は、1年ごとの前納により、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険庁の年金記録をみると、申立人が国民年金に加入した記録は無く、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、各種読み方による氏名検索も行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が国民年金加入手続を行ったとするA市、及び戸籍の附票により申立人が申立期間内に居住していたことが確認できるC市に、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立人の国民年金加入及び申立期間の国民年金保険料の納付は確認できない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から45年3月まで

私は、昭和42年11月から国民年金保険料をA市にあった当時の勤務先のD業店において、同僚と一緒に国民健康保険料と併せて集金人に納付していた。それなのに未納とされているのはおかしい。金額は月100円ぐらいだったと思うが領収書等は残っておらず、集金人に言われてそのまま納付を始めたので、市役所での加入手続には行かず、手帳も受け取った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月ごろから、A市の勤務先において、国民健康保険料とともに国民年金保険料を集金人に納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入記録をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和45年5月26日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に納付できない期間になっているほか、加入手続前の42年11月ごろから納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の住所履歴を見ると、昭和31年4月から43年9月まではB市、同年9月以降はC市であることが戸籍の附票から確認でき、A市に住民票が存在した形跡は見当たらない。一方、A市では、同市に住民票の無い者から集金人が保険料を収納する取り扱いは行っていなかったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、A市では、当時、印紙検認方式により保険料収納を行っており、年金手帳の交付も受けないまま納付したとする申立人の陳述に不自然さは否めない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所にお

いて同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡^{こんせき}は認められなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から54年3月まで

私たち夫婦は、昭和53年ごろ、市の職員から国民年金の加入勧奨を受けた。また、その際、今なら過去の未納分もさかのぼって納付できるとのことだったので前夫と相談して夫婦で夫婦二人分を一括納付した。それなのに未納があるのはおかしい。加入手続は前夫が行い、一括納付も前夫が納めてくれたので金額、納付方法及び納付場所は分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろ、特例納付により申立期間の保険料は一括納付したはずであると申し立てている。

そこで夫婦の加入手続時期をみると、手帳記号番号の払出年月日から申立人は昭和54年5月、前夫は同年4月であることが確認でき、当時は、第3回特例納付が可能な時期に当たっていたものの、市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳いずれの記録においても、夫婦共に特例納付がなされた形跡はみられない。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする前夫の納付記録をみると、昭和53年度の保険料を現年度納付していることが特殊台帳から確認でき、加入後直ちにまとめ払いを行ったものと推定できる。この点については、加入年度に35歳を迎える前夫については、このまとめ払いを行わなかった場合、60歳に達するまで303か月の加入期間しか無く、4か月の未納が生じると受給権が確保できない状況であったことからなされたものと推定できる。一方、前夫より3歳若い申立人にはその必要性は乏しかった。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性について確認するため、氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において記号番号払出簿の縦覧点検を行ったがその存在は確認されなかった。

加えて、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付金額及び納付方

法をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から40年3月まで

昭和36年6月にA市に引っ越した後、市の集金人が自宅に訪れ、国民年金に未加入であるとのことで加入を勧められ、最初は断っていたが、しばらくして夫婦二人で加入することになり、既に未納になっている保険料も徐々に納めていけばよいと言われたので、当月分と併せた複数月分を夫婦二人分を合わせて分割で集金人に納め完納した。それなのに未納とされているのはおかしい。次男が高校に入学した39年ごろには既に納付を開始し、当初保険料は一人あたり月額100円ぐらいで複数月分の合計は千円に満たない額であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、遅くとも昭和39年ごろには加入手続を行い、既に未納となっていた分を含め継続的に集金人に納付していたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、昭和42年7月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、39年ごろには納付を開始していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の36か月の保険料について、加入後の昭和47年4月、同年5月及び同年6月の3度に分け、特例納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。申立人はこの納付を行った上、以降60歳に達するまでの間納付を継続することによって、初めて受給権確保に必要な168月の納付期間を確保できる状況であった。

さらに、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度である点を踏まえると、申立人は、受給権確保の観点からなされた行政側による特例納付を

前提とした加入勧奨を受け、これら特例納付を行ったと考えるのが相当である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行うとともに、管轄社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から57年2月まで

私は、昭和53年9月ごろに国民年金の加入手続をし、私の銀行口座からの振替により月額8,000円ぐらいの保険料を納めていた。

その時の領収書は紛失してしまったが、確かに納めたので、納付記録が無く未納とはどうしても考えられず、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金納付記録をみると、昭和46年1月28日に新規に国民年金の資格を取得し、厚生年金保険加入に伴い同年5月1日に資格を喪失、その後は、平成12年5月まで再取得していないことが、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿・被保険者カード及び社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を口座振替で納めたとしているが、申立人の当時の住所地において、口座振替による保険料納付が可能となったのは申立期間より後の昭和59年4月からであり、申立期間の保険料を口座振替することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる事情は確認されず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から48年3月まで
昭和43年にそれまで勤めていた会社を辞めてすぐのころ、母親に勧められてA市B区役所で加入手続をし、何百円ぐらいかの保険料を区役所の窓口で毎月納めてきた。

夫との同居を契機に昭和44年6月にC市に引っ越してからは、詳しいことは忘れてしまったが、集金人及び市役所の窓口で夫婦二人分を継続して納めてきたのは間違いなく、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、夫との同居を契機に昭和44年6月にA市からC市(現在は、D市)へ転居後、4年以上を経過した48年11月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に納付できない期間になっているほか、43年に転居前のA市で加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間の一部について、過年度納付は可能であったものの、その場合、集金人及び役場で現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、仮に申立人の陳述どおり、申立期間の保険料をA市及びC市で集金人及び市役所で現年度納付していた場合、申立人は、既に手帳記号番号を所持していたにもかかわらず、同市において新たに手帳記号番号の払出しを受けたこととなり、不自然さは否めない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる事情は確認されず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、昭和39年2月に結婚し、同年3月に国民年金に加入するとともに、同月から私が主人の分と併せて夫婦二人分の保険料を納めていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

当時、区役所の人と思うが、3か月に一度自宅に集金に来ていた。私の名前の読み方を間違えていたので、何度も訂正を求めたが、番号は間違っていないと言われ、訂正してもらえず不愉快だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月に国民年金に加入するとともに、同月から申立人が夫の分と併せて夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金納付記録をみると、昭和39年7月23日付け強制加入として初めて資格を取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳から確認できる。この場合、申立期間のうち、同年3月から同年6月までは未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、自身が所持する同手帳の発行日が昭和41年6月1日であることから、同年6月ごろと推察できる。この点については、同手帳の検認記録欄が昭和41年度から作成されている状況と整合しており、昭和39年3月に国民年金に加入したとする申立人の陳述と符合しない。なお、申立人の夫は、婚姻前の36年7月に手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿から確認できる。

さらに、申立人の同手帳記号番号の払出時点では、申立期間について過年度納付は可能であったものの、夫婦二人分を一緒に納付したとする夫のこの間の保険料は現年度納付であることが夫が所持する国民年金手帳の記録から確認でき、夫婦二人分を一緒に市の集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、市では過年度保険料を取り扱っておらず、この点にお

いても陳述とは符合しない。

加えて、申立人の同手帳記号番号が払い出された昭和 41 年度についてみると、申立人の保険料は、昭和 42 年 2 月 24 日に一括納付されていることが年金手帳の検認印から確認できる一方、申立人の夫は、41 年 5 月、同年 8 月、同年 11 月及び 42 年 2 月と、3 か月単位で納付されていることが確認でき、夫婦二人分の納付日は相違している。なお、昭和 42 年度から夫が厚生年金保険に加入する直前の昭和 45 年 1 月までは、陳述どおり夫婦同一日に保険料が納付されていることが検認印から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人の夫は婚姻前の昭和 36 年度に国民年金に加入し、申立期間を含め継続的に現年度納付していたが、申立人は、婚姻から 2 年程度経過後の 41 年度に加入し、同年度分をまとめ払いした後、翌 42 年度から夫婦二人分を一緒に集金人への納付を開始したと考えるのが相当である。

また、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から43年3月まで

私は、昭和38年8月に銀行を退職して、実家の商店を手伝うようになり、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。

私の保険料は、私が結婚するまで、母が両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、結婚するまで申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も既に高齢のため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、結婚後の昭和43年12月18日に加入手続が行われ、同日に申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、申立人自身が過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述していることから、社会保険庁の記録どおり、同年4月から申立人の保険料の納付が開始されたものとみるのが自然である。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立人の保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から45年3月まで

私は、26歳の夏ごろに住み込みで理髪店に就職し、その時、店長に教えてもらい国民年金に加入した。加入した時のことは覚えていないが、私が、店に客として来ていた郵便局員に、ほかの掛け金とともに国民年金保険料として毎月600円を納付していたことは覚えている。店長も、同じ郵便局員に保険料を納付していた。また、情報の入手先は定かでないが、2年間さかのぼって保険料を納付することができることを知り、納付を始めて間もないころに、同じ郵便局員に、私が24歳の6月である昭和40年6月までさかのぼって2年分の保険料を納付したことを覚えている。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、26歳の夏ごろ国民年金に加入し、店に客として来ていた郵便局員に、ほかの掛け金とともに国民年金保険料として毎月600円を納付していたと申し立てているが、申立期間当時、A市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、郵便局員が国民年金保険料を集金していた事実は確認できないことから、申立人が毎月納付していたとする600円は、国民年金保険料以外のものであったとみるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人が28歳であった昭和45年7月16日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の発行日とも一致していることから、このころに、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推定される。この時点において、申立期間のうち、43年3月以前の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられるほか、申立人は、納付を始めて間もないころに、同じ郵便局員に過去2年分の保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、それが郵便局員でなく、区役所の集金人であったとしても、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に、加入手続時点におい

て過年度保険料であった43年4月から45年3月までの保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金に加入当時の状況及び過去2年分の保険料を納付した際の納付金額等について記憶があいまいである上、申立人が申立人と同様に同じ郵便局員に保険料を納付していたとする理髪店の店長も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、結婚前から国民年金に加入しており、結婚後は妻も国民年金に加入した。それ以来、妻が、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に納付し、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていた。その手帳をみると、上記期間の年度についても右側の用紙が割り印して切り取られているので納付していると思う。特に、昭和45年度については、その前後の年度が納付済みとなっており、妻が、この期間だけ納付しないはずがない。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する国民年金手帳の右側にある国民年金印紙検認台紙が割り印されて切り取られていることを根拠として、申立期間①及び②の保険料についても納付していたはずであると申し立てているが、申立期間①及び②当時、A市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付した場合、集金人がその都度、国民年金手帳右側の印紙検認台紙に納付期間に相応する印紙を貼付するとともに、同手帳左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされ、また、当該年度の保険料が現年度保険料の納付期限を超えているものについては、印紙納付ができないため、保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に、集金人が右側の印紙検認台紙に割り印の上、これを切り取って持ち帰るものとされている。

そこで、申立人の所持する夫婦二人分の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、ともに、申立期間①である昭和36年度から38年度までの期間及び申立期間②である45年度には、印紙により現年度納付していたことを示す検認印が無く、納付記録のあるその他の期間については、一部の期間を除き、各月ごとに納付日の入った検認印が確認できる。

また、申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年8月4日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金手帳の発行日とも一致している上、夫婦共に、同日付けで申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を納付したことを示す検認印が確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、この日に行われたものと推定できる。この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない区役所又は区役所の集金人に印紙により納付することができなかつたものと考えられる。したがって、印紙納付ができない昭和36年度から38年度までの印紙検認台紙については、加入手続の際に、白紙のまま割り印の上、切り取られたものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の国民年金手帳の納付日を見ると、すべて同一日に納付していることが確認できる上、申立人の妻が厚生年金保険に加入した昭和53年6月までの夫婦二人分の社会保険庁の納付記録をみても、過年度納付を行った期間及びほかの未納期間を含めてすべて一致していることから、申立てどおり、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたことがうかがえるところ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間②は未納となっている。

また、申立人夫婦共に、申立期間②である昭和45年度の印紙検認台紙は、昭和46年4月から同年6月までの保険料を納付した同年7月10日とみられる検認印で割り印の上、切り取られており、この時点において、申立期間②の保険料は、既に現年度の納付期限を過ぎており、申立人の妻は、当該期間の保険料を集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、加入当時の状況及び保険料を過去にさかのぼって納付したかどうかについて記憶が曖昧であることから、当時の具体的な納付状況等は不明である上、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

夫は、結婚前から国民年金に加入しており、結婚後は私も国民年金に加入した。それ以来、私が、夫婦二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に納付し、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていた。その手帳をみると、上記期間の年度についても右側の用紙が割り印して切り取られているので納付していると思う。特に、昭和45年度については、その前後の年度が納付済みとなっており、私が、この期間だけ納付しないはずがない。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する国民年金手帳の右側にある国民年金印紙検認台紙が割り印されて切り取られていることを根拠として、申立期間①及び②の保険料についても納付していたはずであると申し立てているが、申立期間①及び②当時、A市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付した場合、集金人がその都度、国民年金手帳右側の印紙検認台紙に納付期間に相応する印紙を貼付するとともに、同手帳左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされ、また、当該年度の保険料が現年度保険料の納付期限を超えているものについては、印紙納付ができないため、保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に、集金人が右側の印紙検認台紙に割り印の上、これを切り取って持ち帰るものとされている。

そこで、申立人の所持する夫婦二人分の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、ともに、申立期間①である昭和36年度から38年度までの期間及び申立期間②である45年度には、印紙により現年度納付していたことを示す検認印が無く、納付記録のあるその他の期間については、一部の期間を除き、各月ごとに納付日の入った検認印が確認できる。

また、申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年8月4日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、国民年金手帳の発行日とも一致している上、夫婦共に、同日付けで申立期間直後の同年4月から同年6月までの保険料を納付したことを示す検認印が確認できることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、この日に行われたものと推定できる。この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない区役所又は区役所の集金人に印紙により納付することができなかつたものと考えられる。したがって、印紙納付ができない昭和36年度から38年度までの印紙検認台紙については、加入手続の際に、白紙のまま割り印の上、切り取られたものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の国民年金手帳の納付日を見ると、すべて同一日に納付していることが確認できる上、申立人が厚生年金保険に加入した昭和53年6月までの夫婦二人分の社会保険庁の納付記録をみても、過年度納付を行った期間及びほかの未納期間を含めてすべて一致していることから、申立てどおり、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたことがうかがえるところ、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間②は未納となっている。

また、申立人夫婦共に、申立期間②である昭和45年度の印紙検認台紙は、昭和46年4月から同年6月までの保険料を納付した同年7月10日とみられる検認印で割り印の上、切り取られており、この時点において、申立期間②の保険料は、既に現年度の納付期限を過ぎており、申立人は、当該期間の保険料を集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、加入当時の状況及び保険料を過去にさかのぼって納付したかどうかについて記憶が曖昧であることから、当時の具体的な納付状況等は不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金保険料の納付については、妻に任せていたのでよく分からないが、妻から、申立期間に係る夫婦二人分の保険料は、近所に住んでいた妻の母に依頼して納付してもらっていたと聞いている。

未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻から、申立期間に係る夫婦の保険料は妻の母親に依頼して納付してもらっていたと聞いていると申し立てていることから、夫婦共に納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、妻の母親が自身の保険料については、わずかな期間しか納付できないので納付を止めたと言っていたと陳述しており、妻の母親の納付記録をみても、申立期間を含む被保険者期間すべてにおいて未納である上、一緒に夫婦二人分の保険料を納付してもらっていたとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間は2年であり、この間、申立人夫婦の納付記録が同時に、かつ、連続して欠落するとは考え難い。

加えて、申立人は、当時の国民年金手帳は、昭和50年又は51年ごろに起きた近所の火災の際に紛失したとしているほか、妻の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和52年4月から同年9月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の市役所の国民年金保険料領収証書と52年4月から53年3月までの社会保険事務所の国民年金保険料領収証書を所持している。

昭和52年度の国民年金保険料を2回納付しているので、1回分の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る現年度保険料の領収証書及び過年度保険料の領収証書を所持していることから、申立期間については、当時、重複して納付されていたことが認められる。

そこで、申立人に係る社会保険庁の過誤納記録を見ると、平成9年5月29日に、重複して納付された申立期間の保険料2万6,400円の還付決議が行われるとともに、同年6月12日にA銀行B支店の申立人の口座に振込支払されたことが確認でき、社会保険事務所に保管されている当時の還付整理簿に記載された内容とも一致している。また、A銀行の取引明細票においても、社会保険事務所から申立人の預金口座に同年6月12日付けで2万6,400円が入金されていることが確認できることから、申立人に申立期間の保険料が還付されていたことを疑う事情は見当たらない。

しかし、申立人の妻は、この還付金について、申立人に係る申立期間の保険料の還付金ではなく、申立人の妻自身の昭和49年度における厚生年金保険と国民年金保険料との重複納付による還付金であると主張し、平成9年6月ごろに、申立人の妻が自身で還付手続きを行い受け取ったものであるとしているが、申立人の妻の主張どおりとすれば、その還付金額は1万1,400円となり符合しない。

また、申立人の妻についてみると、厚生年金保険に加入した昭和49年4月1日に国民年金の資格を喪失したことが、申立人の妻の所持する国民年金手帳

の資格の取得及び喪失欄の記載及び社会保険庁の記録により確認できるとともに、それまで未納であった同年1月から同年3月までの保険料を、厚生年金保険に加入中である同年6月5日に過年度納付していることが所持する領収証書により確認できることから、このころに、申立人の妻に係る国民年金の資格喪失手続が行われたものとみるのが自然であり、申立人の妻が、厚生年金保険の加入中にあえて自身の昭和49年度の保険料を納付するとは考え難い。

さらに、申立人の妻が自身の昭和49年度の保険料を納付していたこと及び還付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立人の妻に係る同年度の保険料が納付され、かつ、還付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間、45年4月から52年3月までの期間及び62年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和45年4月から52年3月まで
③ 昭和62年8月から同年10月まで

申立期間①については、A区役所又はB市役所のどちらかで、夫婦一緒に、夫婦二人分の国民年金の加入手続をして、保険料については、夫婦で役所に出向き夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間②の保険料については、最初の1回だけは集金人に納付して、その後の保険料はC区役所に夫婦で出向き夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間③の保険料についても、夫婦一緒にC区役所に出向き夫婦二人分を納付したはずであり、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて、区役所で納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区において夫婦連番で昭和43年5月14日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、少なくとも申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできず、また、保存されている区の被保険者名簿を見ても、申立期間①の保険料は未納となっている。

次に、申立期間②について、特殊台帳を見ると、昭和51年度の納付欄に「52催、53催」の事蹟が確認できることから、少なくとも同年度の国民年金保険料は、当初納付していなかったことが推認できるが、申立人は、保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②は84か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が連続されたとは考え難い。

次に、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替

手続を行った記憶は無いとしており、また、申立人の妻の社会保険事務所の被保険者納付記録をみると、昭和62年8月13日付けで第3号被保険者資格を喪失し、第1号被保険者資格を取得しているが、実際の手続日は、その約9年後の平成8年6月12日であることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間、45年4月から52年3月までの期間及び62年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和45年4月から52年3月まで
③ 昭和62年8月から同年10月まで

申立期間①については、A区役所又はB市役所のどちらかで、夫婦一緒に、夫婦二人分の国民年金の加入手続をして、保険料については、夫婦で役所に出向き夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間②の保険料については、最初の1回だけは集金人に納付して、その後の保険料はC区役所に夫婦で出向き夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間③の保険料についても、夫婦一緒にC区役所に出向き夫婦二人分を納付したはずであり、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて、区役所で納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区において夫婦連番で昭和43年5月14日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、少なくとも申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできず、また、保存されている区の被保険者名簿を見ても、申立期間①の保険料は未納となっている。

次に、申立期間②について、特殊台帳を見ると、昭和51年度の納付欄に「52催、53催」の事蹟が確認できることから、少なくとも同年度の国民年金保険料は、当初納付していなかったことが推認できるが、申立人は、保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間②は84か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が連続されたとは考え難い。

次に、申立期間③について、申立人の夫は、厚生年金保険から国民年金への

切替手続を行った記憶は無いとしており、また、申立人の社会保険事務所の被保険者納付記録をみると、昭和62年8月13日付けで第3号被保険者資格を喪失し、第1号被保険者資格を取得しているが、実際の手続日は、その約9年後の平成8年6月12日であることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料は納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から49年3月まで
時期ははっきりとは覚えていないが、亡くなった夫がA銀行B支店又はC銀行D支店の窓口で、納付書により20万から30万円ぐらいの保険料をさかのぼって納付した。保険料については、私の厚生年金保険の脱退手当金及び退職金を充当した。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、亡夫が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付してくれたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険脱退手当金を受給済みである昭和34年4月から44年12月までは厚生年金保険の加入期間であったため、申立期間のうち、38年9月から44年12月までの期間は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間である昭和38年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料として20万円から30万円を納付したと申し立てているが、仮に、申立期間以後に実施された第2回又は第3回特例納付制度を利用した場合の保険料は、それぞれ11万4,500円又は50万8,000円であり、いずれも申立ての金額と一致しない。

この点について、E市では年金受給権確保の観点から、35歳以上の者で60歳に到達するまでの間について未納無く納付したとしても年金受給資格期間が不足する者を対象に、特例納付の勧奨を行っていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和50年1月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において申立人は31歳であったことから、その対象者では無く、特殊台帳を見ても、特例納付の勧奨を受けた事蹟^{じせき}及び特例納付を行った事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、納付を担っていた夫は他界していることから、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から43年12月まで

私は、独身時代のことなので記憶は定かでないが、A市役所指定のD業店に住み込みで勤務していた当時、客である市職員に国民年金に早く入ったほうがよいと言われたので、国民年金に加入した。その後、B市C区のD業店に変わったときも、そのD業店は区役所指定であったが、どちらも女性の集金人が店に来ており、年金手帳に印鑑を押してもらっていた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市のD業店に住み込みで勤務していた当時、客の市職員に勧められて国民年金に加入したと申し立てているが、その具体的な加入時期及び手続等の状況について記憶が曖昧である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、B市C区において昭和41年度の適用対策により払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間のうち、昭和41年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、結婚後に再交付されたとみられる申立人の所持する昭和44年1月17日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間のうち、41年4月から43年12月までの検認記録欄には、現年度納付を行ったことを示す検認印が無く、申立期間直後の44年1月から同年3月までの欄に同年3月17日の検認印が確認できることから、申立人は、このころから保険料の納付を開始したものと考えられる上、申立人から、当時において保険料を過去にさかのぼってまとめ払いした

とする明確な陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年11月まで

私は、当時、収入が無く、申立期間の保険料を納付することができなかったが、昭和58年12月に会社に就職し、収入が安定してきたので、時期は定かでないが、社会保険事務所に電話相談したところ、今からでも納付できると言われ、送られてきた納付書により、59年中に30万円から40万円の保険料を分割納付した。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、前後の手帳記号番号の被保険者の状況から、平成6年ごろに払い出されたものと推測されるとともに、申立人の国民年金の納付記録をみると、同年10月6日に、申立期間の国民年金被保険者資格が、さかのぼって追加されていることが確認できることから、このころに、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。したがって、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和59年当時において、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、昭和59年ごろに申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間当時の手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間に係る保険料の合計金額は、13万6,280円であり、申立

人が分割納付したとする金額と大きく異なっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年9月までの期間並びに平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から60年9月まで
② 平成4年9月及び同年10月

私は、当時、婚約中であった妻の実家に同居しており、店舗を経営するため、昭和59年5月に会社を退職した。妻にも店舗を手伝ってもらうため、翌月の同年6月に会社を退職してもらった。

私は、開店準備で忙しく、妻に私の国民年金の加入手続と保険料の納付を依頼していたので、詳しいことは分からないが、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたのに、申立期間①について、夫婦二人で納付記録に差があるのはおかしい。

また、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、婚約中であった同居の妻に依頼して、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てしているところ、申立人の妻は、申立人の保険料について、昭和59年9月に、申立期間①のうち、同年6月から同年9月までの4か月の保険料2万4,880円をまとめて納付し、翌月以降は自身の保険料と一緒に夫婦二人分を、同年10月から60年3月までの保険料については毎月6,220円を納付し、同年4月から同年9月までの保険料については毎月6,740円を納付してきたと陳述している。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和61年10月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推定される。したがって、申立人の保険料を納付してきたとする申立人の妻は、加入手続前

である59年9月から60年9月の間において、申立期間①の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市では当時、国民年金保険料の納付書は、基本的に3か月単位で作成されており、昭和59年10月から保険料を毎月納付していたとする申立人の妻の陳述内容と符合しない上、申立人の納付記録をみると、申立期間①直後の60年10月から61年3月までの保険料を過年度納付するとともに、同年4月から現年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料は、加入手続が行われたとみられる同年10月以降に納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻についてみると、国民年金の加入手続が行われたのは、その国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和60年3月ごろと推定され、加入時期において申立人と異なる上、59年10月から60年3月までの保険料を過年度納付していることから、同年5月以降に保険料の納付が開始されたものとみられ、納付開始時期においても申立人と相違していることが分かる。

加えて、申立人の妻が、陳述どおり、昭和59年9月から申立人の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人の妻は、月額9,700円の夫婦二人分の納付書を社会保険事務所で作成してもらい、郵便局で夫婦二人分を一緒に納付したと陳述しているところ、申立人の納付記録をみると、平成2年8月から厚生年金保険に加入しているが、9年5月19日に、申立期間②が厚生年金保険の加入期間でなかったことが判明し、第2号被保険者から国民年金保険料の納付を要する第1号被保険者に記録訂正されていることが確認できる。この時点において、申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの期間及び平成4年9月並びに同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年9月まで
② 平成4年9月及び同年10月

私は、昭和59年6月に会社を退職する際、会社から、退職後は国民年金に加入するよう案内を受けていたので、さっそく区役所の年金課へ年金手帳を持参して、手帳に国民年金の記号番号及び被保険者となった日を記入してもらい、同年9月に申立期間①の3か月の保険料として1万8,660円をまとめて納付した。翌月の同年10月からは、夫の保険料と一緒に夫婦二人分を毎月納付してきた。

また、申立期間②の保険料は、月額9,700円の夫婦二人分の納付書を社会保险事務所で作成してもらい、私が郵便局で納付した。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和59年9月に申立期間①の3か月の保険料をまとめて納付したとし、翌月の同年10月から夫の保険料と一緒に夫婦二人分を毎月納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和60年3月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推定される。したがって、申立人は、加入手続前である59年9月において、申立期間①の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A市では当時、国民年金保険料の納付書は、基本的に3か月単位で作

成されており、昭和 59 年 10 月から保険料を毎月納付してきたとする申立内容と符合しない上、申立人の納付記録をみると、毎月納付してきたとする申立期間①直後の同年 10 月から 60 年 3 月までの保険料を過年度納付するとともに、同年 4 月から現年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料は、同年 5 月以降に納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、昭和 59 年 9 月から保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人の納付記録をみると、申立人の夫が厚生年金保険に加入した平成 2 年 8 月から 4 年 10 月までの期間が第 3 号被保険者とされていたところ、8 年 4 月 1 日に、申立期間②が、夫の厚生年金保険の加入期間でなかったことが判明し、国民年金保険料の納付を要する第 1 号被保険者に記録訂正されていることが確認できる。この時点において、申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3177

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年6月まで

私は、昭和46年1月当時、A市B区に住居を移し、F業務に従事していたが、非常に多忙であったため、前住所地の同市C区で親しくしていた知人を通じ、知人宅を訪れていた集金人に私の国民年金の加入手続を行ってくださるよう依頼した。

国民年金保険料についても、その知人に2か月ずつ保険料を持参し、知人を通じて毎月、集金人に納付してもらっていた。

知人からその都度受け取っていた毎月の領収証書は、束にして保管していたが、今回の申立ての際、夫に当時の大事なメモ帳と一緒に焼却されてしまった。

しかし、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に、前住所地のA市C区に住む知人を通じて集金人に国民年金の加入手続を依頼し、国民年金保険料についても、知人を通じて毎月、集金人に納付してもらっていたと申し立てており、直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする当時の知人及び集金人は既に亡くなっていると陳述していることから、申立人に関する具体的な加入手続及び納付状況は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、D県E市において、昭和55年1月23日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、54年11月1日に初めて国民年金の資格を取得し、55年5月1日にその資格を喪失していることが申立人の特殊台帳及び社会保険庁の記録から分かる。したがって、申立期間は、記録上、国民年金の未加入

期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料の納付を依頼していたとする知人から、毎月の領収証書を受け取っていたと申し立てているが、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、同年4月以降は、3か月単位の納付書により保険料を納付する方式であったことから、いずれも当時の実態と符合しない上、申立人は、この当時、国民年金手帳を見たことが無いと陳述していることなどを踏まえると、申立人が知人を通じて納付していたとする保険料は、国民年金保険料以外のものであったとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月1日から58年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年6月1日から16年1月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月1日から58年3月31日まで
② 平成6年6月1日から16年1月31日まで

私は、A県B市にあったC社の事業主の子息（高校の先輩）に誘われて、昭和56年4月に同社に入社し、58年3月に同社が倒産するまでE業務従事者として働いていた。社会保険庁の記録によると、同社で勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされているが、申立期間において勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。（申立期間①）

私は、平成6年にD社を設立し、16年1月まで事業主として同社を経営していた。社会保険庁の記録によると、同社を経営していた期間の標準報酬月額が26万円とされているが、当時、実際には50万円ぐらいの給与を受け取っていた。申立期間について、標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。（申立期間②）

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、登記簿により申立期間当時、A県B市にC社が所在し（昭和48年4月24日設立）、同社の住所が申立人の陳述と一致することから、申立人が、同社に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B市においてC社が厚生年金保

険適用事業所となった事実は確認できない。

また、事業主の子息と思われる者の年金加入記録を調査したところ、申立期間中は国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えていない旨陳述していることから、当時の保険料控除についての同僚の陳述を得ることができず、このほかに申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、D社の事業主であった申立人は、当時の賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票等当時の給与を確認できる資料は残っていない旨陳述しており、申立期間②においてその主張する標準報酬月額に相当する給与を受け取っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、事業所が申立人に係る標準報酬月額を50万円として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が10年間にわたり26万円と記録し続けることは考え難いほか、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額をそ及して26万円に引き下げた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 51 年まで
② 昭和 51 年から 52 年 8 月まで

私は、昭和 50 年 1 月から 51 年まで 1 年間程度、A 市にあった B 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同事業所勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間①)

私は、昭和 51 年から 52 年 8 月まで 1 年半程度、A 市にあった C 社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同事業所勤務期間について厚生年金保険加入記録が見当たらない。同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「B 社は当時の自宅 (A 市 D 町) からバイクで 10 分程度の場所にあった。」旨申し立てしているところ、昭和 50 年 1 月現在の住宅地図によると、当該通勤範囲内に「B 社」の名称の事業所が所在していたことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が、B 社に勤務していたことは推測できる。

一方、社会保険庁において、B 社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、B 社の従業員は自分を含め 3 人と申し立てしていることから、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと判断される。

さらに、申立人に係る国民年金特殊台帳によると、申立人は、申立期間①において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当時の給与額及び保険料控除について記憶に無い旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「C社は、当時の自宅（A市D町）の近くに所在し、バイクで通勤していた。」旨申し立てしているところ、A市において厚生年金保険適用事業所となっているE社が、申立人の自宅近くに所在しており、同社の社員であった者から、「自分は昭和45年4月から勤務していたが、株式会社化される前（E社の設立は昭和47年3月15日。）は個人事業所でC社という名称であった。」旨の陳述が得られたことから、期間は特定できないものの、申立人が、C社で勤務していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によると、E社は申立期間中の昭和52年2月1日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できるが、申立人に係る国民年金特殊台帳によると、申立人は、同社が厚生年金保険適用事業所となった以降の期間を含め、申立期間の全期間において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、「給料は家が完成した時に40万円から45万円受け取った。」旨陳述している。

以上の事情から、申立人は、C社とは雇用関係に無く、個人請負いとして同事業所の現場で働いていたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 25 日から 41 年 3 月 1 日まで
私の夫は、高校を卒業後、昭和 35 年 2 月 25 日に A 社 (現在は、B 社。) に入社し、58 年 6 月まで C 市にある本社及び D 市にある工場で事務の仕事をしていました。

社会保険庁の記録によると、入社日から昭和 41 年 3 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間も A 社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る在職証明書によると、同社における申立人の在職期間は、昭和 35 年 2 月 25 日から 58 年 6 月 14 日 (死亡退職) までとなっていることが確認できるほか、申立期間当時同社に在職し、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した 41 年 3 月 1 日以前に退職している複数の同僚から、「申立人を覚えている。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社に在職していたことは認められる。

また、昭和 31 年に A 社に入社したと陳述している申立人の実姉 (先々代社長の養女で先代社長の妻。) は、「申立期間当時、私と申立人が会社の社会保険担当であったが、届出等の手続については、全て社会保険労務士事務所に依頼していた。」旨陳述しているほか、同社から社会保険関係の手続を依頼されていた社会保険労務士事務所から、「社会保険関係手続で、当事務所へ出入りしていた直接の担当者は申立人であった。申立人から連絡を受けて届出を行って

いた。」旨の陳述を得た。

一方、上記社会保険労務士事務所では、「申立期間当時、社会保険への加入については、当時の事業主である先々代社長(死亡)が判断していた。」旨回答しているところ、社会保険庁の記録において、先々代社長の妻(申立人の実姉によると、昭和33年からA社に勤務。)、先代社長の妻(申立人の実姉、昭和31年からA社に勤務と陳述。)及び申立人の3人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和41年3月1日となっていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人の被保険者資格の取得日は、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和41年3月1日となっていることが確認できる。

これに対し、申立人の実姉は、「申立人については、委託先の社会保険労務士事務所を通じ、申立てどおりの届出を行い、保険料控除していた。」旨陳述しているところ、直接の社会保険担当者であり、かつ、経理責任者でもあった申立人が約6年間にわたり、毎月の給与支払事務、標準報酬月額^もの定時決定及び健康保険証の更新の際に自らの厚生年金保険加入^も手続洩れに気付かないのは不自然である。

また、申立人について、申立期間当時の保険料控除を確認できる賃金台帳、源泉徴収簿及びその他の資料は、B社にも社会保険労務士事務所にも残されていない。

以上の事情から、申立人を始め社長の身内の者は、当時の社長の意向により、入社後しばらくは厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われず、A社が従業員を大量採用した時期に併せ、昭和41年3月1日に初めて被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 28 日まで
② 昭和 35 年 9 月 28 日から 38 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

A社を退職する際、退職金の受給を行った記憶はあるが、脱退手当金に係る手続は行っていない。

脱退手当金を請求したことは無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 38 年 6 月 29 日に退職したが、脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 11 月 11 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間である 2 回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために、記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月11日から33年7月1日まで

私は、年金制度について詳しく知らなかったこともあり、これまでA社において厚生年金保険に加入していたことは意識していなかったが、社会保険事務所で同社における厚生年金保険加入期間を照会したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

退職後すぐに脱退手当金の請求手続きをしたとは思えないし、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年9月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後10ページのうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性46人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め41人みられ、うち38人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、受給者のうち4人の同僚は会社が脱退手当金の手続きをしてくれた旨陳述している上、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味

する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 24 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 2 月 6 日まで

中学校卒業後、集団就職でA県のB社に昭和32年4月から37年2月まで約5年間勤めたが、勤務形態及び給料に不満があり無断で会社を退職し、そのままC県に出てきた。当時19歳と若く、脱退手当金制度など知らなかったため、請求することも受け取ることも無かった。

脱退手当金については、請求も受給もしていないので、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はB社の子会社であるD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年7月6日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、D社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計5ページ(65人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性16人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人みられ、全員が資格喪失後約5か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される。また、申立人と同一時期に退職した同僚から、「退職時に事務員から脱退手当金を受給するかどうか聞かれ、私は受給する方を選んだ。受給手続についても失業保険と併せてすべて事務員がしてくれた。」との陳述が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主により代理形式に

よる請求がなされ、脱退手当金支払決定通知書は本人宛に送付された可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月から 33 年 1 月まで
② 昭和 35 年 12 月 21 日から 36 年 1 月 18 日まで
③ 昭和 53 年から 55 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 31 年 8 月から 33 年 1 月まではA社B支店に、35 年 12 月 21 日から 36 年 1 月 18 日まではC社D支店に、53 年から 55 年まではE社にそれぞれ勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①にA社B支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は、「申立期間に係る資料が無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」としている。

また、申立人は、当時のA社B支店における上司及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員を確認しても、申立人のことを記憶している従業員はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたと思うとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人が提出した写真及び同僚の陳述から判断して、

申立人が、申立期間において、C社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「当時は、正社員と季節従業員がおり、正社員であれば厚生年金保険に加入させており、当社の厚生年金保険の従業員台帳に記載していた。申立人について、当該台帳を調査し、C社健康保険組合においても申立人の氏名の読換え等による検索を行ったが、申立人の氏名は確認できなかった。」としている。

また、C社は、「試用期間については、今は3か月だが、申立期間当時は不明である。」旨、陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

申立期間③については、E社の所在地及び代表者の氏名が申立人の陳述と一致していること及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、期間は不明であるものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主に照会しても、無回答であり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するE社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時におけるE社の従業員数は10人程度であるとしているが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できた被保険者は、事業主を含めて6人であり、申立人が当時同僚であったとしている者についても同社における厚生年金保険被保険者としての記録は無いことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 16 日から 37 年 2 月 1 日まで

ねんきん特別便がきたので、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。また、そのときに初めて、自分が勤務していたA社のB部が、勤務期間中の昭和36年に独立してC社という別の会社になっていることを知った。

A社を途中でいったん辞めたことは無く、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の講習会修了証書及び同僚の証言から、申立人が、申立期間もA社又はC社に勤務していたと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和36年※月※日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日付けで、事業主を含む全従業員が被保険者資格を喪失している。

また、C社は、商業登記簿において昭和36年5月12日設立であることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは37年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社からC社へ異動した者は、申立人を含めて3人であるが、いずれの者も、申立期間に両社に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年2月1日に、同社において被保険者資格を取得している者は5人であるが、このうち2人は、本人の陳述等により同日より前には同社で勤務していないと考えられること

から、同社は申立期間において厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 26 日から 49 年 11 月 8 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での加入期間が昭和 37 年 10 月 25 日から 48 年 11 月 26 日までである旨の回答をもらった。49 年 11 月 7 日まで、実家のA社で勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚は、「申立人は、結婚するまで、会社に勤務していたように思える。」と陳述していることから、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の記録も残されておらず、申立人の父である当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 48 年 11 月 26 日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返却したことを表す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者検認台帳の国民年金納付記録によると、昭和 52 年 10 月に払い出されている国民年金手帳記号番号に係る資格取得日は 48 年 11 月 26 日と記録されており、社会保険庁における申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 33 年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。

私は、昭和 32 年 7 月から 33 年 8 月まで A 社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社と退社の経緯、当時の仕事内容及び事業主の家族の名前等を記憶していることから判断して、期間は特定できないものの、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。」としている。

また、申立人は、A 社の上司及び同僚の氏名をはっきりとは記憶しておらず、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録のある複数の従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、申立期間当時の従業員について「20 歳ぐらいの男性ばかり 4、5 人だった。」としており、また、元従業員の 1 人は、「10 人ぐらいであった。」としているところ、前述の被保険者名簿から把握できる申立期間当時の被保険者数は、事業主夫婦を除いて 6 人であり、そのうち 20 歳前後の者は 3 人である上、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、A 社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につい

ては、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月 1 日から 27 年 5 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社は、親族が経営する会社であり、叔父の紹介で昭和 23 年ごろに入社してから 27 年 5 月ごろまで継続して同社に住み込みで勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年ごろにA社に入社し、申立期間も同社に勤務して厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も死亡しているため、同社及び当時の事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人の記憶するA社の同僚は既に死亡しており、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者期間のある元従業員も死亡及び連絡先不明であり、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、前述被保険者名簿の記録をみると、申立人が自分より後に退社したとしている3人の同僚のうち2人は申立期間より以前に、もう1人は申立期間の途中に、それぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時のA社の従業員数は30人程度であったとしているところ、当該被保険者名簿において、昭和25年1月までに資格を取得している者は45人であるが、そのうち1年後の26年1月時点で被保険者である者は6人であり、ほかの者は、申立人を含む35人が資格の取得から1年

以内に、4人が資格の取得から2年以内に、それぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、何らかの事情により、多数の従業員について、被保険者資格の取得後短期間のうちに資格喪失手続を行っていたものと考えられる。

また、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月から 32 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、臨時雇用制度があり、臨時従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。昭和 30 年から当社で保管している厚生年金保険の被保険者台帳に申立人の氏名の記載が確認できなかったことから、申立人は臨時従業員であったため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったものとする。」としている。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる前述の同僚は、「申立人は期間雇用の臨時従業員だったはずである。私も、申立期間と重なる昭和 29 年から 32 年 5 月までは臨時従業員であったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年11月21日から63年まで
② 昭和63年から平成5年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間（申立期間①）、B社に勤務していた期間（申立期間②）の加入記録が無いとの回答をもらった。両期間とも、C業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の事業主は、「当社は、申立期間当時も適用事業所では無かった。また、申立人とは、C業務に対する請負契約を締結していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、A社での同僚を記憶していないため、申立人の申立期間当時の勤務実態等は確認できない。

加えて、申立人の、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

申立期間②については、元事業主及び同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人とは、C業務に対する請負契約を締結していた。直接的な雇用関係は無かったので厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、申立人は、B社での月収について、手取りで月60万円ぐらいであっ

たとしているところ、同社で被保険者記録の有る申立人と同じC業務従事者3人は、月収は手取りで20万円から28万円ぐらいであったと陳述しており、申立人の月収とは大きく乖離^{かいり}することから、申立人は同社において従業員としての雇用契約ではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社B支社で職員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び同社の元従業員の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで、同社B支社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社は、申立人からの厚生年金保険料控除については、申立期間当時の資料が無く不明であるとしており、また、申立期間当時の事業主、上司及び同僚は死亡しているため、これらの者から申立人の保険料控除等の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、「手続の誤りにより、私の記録が前任者の記録になっているのではないか。」と申し立てているが、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の前任者は、昭和 47 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失しているが、同人が 47 年 4 月ごろから産休を取得したと陳述していることから、同人の記録に不自然な点は見られず、同人の記録と申立人の記録とが取り違えて記録されたとは考え難い。

加えて、申立人の後任者は、「申立人とは事務引継で1日程度会った。自分の入社は昭和 47 年の 11 月下旬又は 12 月上旬ごろである。」と陳述しているところ、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 47 年 12 月 1 日であることから、申立人は、少なくとも、同日以降はA社に勤務していなかったこ

とが考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、複数の知人とともに「A社」というB業務を始めた。その後、A社は、昭和 33 年にC社として法人化し、同社で 63 年まで働いた。46 年には勤続 13 年の表彰を受けているのに、厚生年金保険の加入記録は 33 年 3 月からではなく 35 年 4 月からとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職については、申立人が昭和 46 年 7 月に勤続 13 年表彰を受賞していることが確認できることから、申立期間において同事業所に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 35 年 4 月 1 日であり、申立人を含めすべての従業員が同日付けで被保険者資格を取得している。

また、社会保険庁の被保険者記録によると、申立人が創業者の一人として名前を挙げたA社の事業主については、同事業所での被保険者記録は見当たらないほか、ほかの複数の創業者については、申立期間当時、他社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれも既に亡くなっているため、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が陳述している申立期間における厚生年金保険料の控除額については、当時の保険料率から算出される額と符合しないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月ごろまで

私の夫は、A社で昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 10 月ごろまで勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同年 4 月 1 日で資格を喪失とされている。会社の経営状況も悪くなく保険料も引かれていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 43 年 10 月 15 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日は確認できないものの、申立人と同じく昭和 43 年 4 月 1 日付けで資格を喪失している者が 14 名おり、同日以降に社会保険の資格の取得及び喪失している者が見当たらないことから、同社は同日をもって厚生年金保険の適用事業所で無くなったと考えるのが相当である。

また、申立人と同じく昭和 43 年 4 月 1 日にA社で厚生年金保険の資格を喪失している者のうち、連絡先が判明した 9 名の同僚に当時の事情について照会したところ、複数の同僚から、「昭和 43 年 4 月 1 日に資格を喪失しているのは、会社が倒産したからだと思う。」との回答が得られた。

さらに、商業登記簿ではA社の解散日は確認できないものの、同社の事業主は、「同社は申立期間当時に倒産したため、従業員の給与から申立期間に係る厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述していることなどから、同社は、昭和 43 年 4 月 1 日に申立人を含む従業員全員の被保険者資格を喪失させ、

同日以降、厚生年金保険料は控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 2 月 1 日から A 社で C 業務従事者として勤務していた。同事業所に入社する数か月前（昭和 33 年 12 月ごろ）に手術をしていたので治療のため継続して健康保険証を使用していた記憶があり、入社後すぐに社会保険に加入して、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間①の厚生年金保険の記録が無く納得できない。

次に、申立期間②については、昭和 47 年 1 月に B 社に入社したが、入社当初は社会保険に加入していなかった。しかし、58 年に同社が社会保険の適用事業所になった時に、社長が 47 年までさかのぼって厚生年金保険料を支払ったと言っていたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人は、A 社に勤務し、入社後すぐに社会保険に加入したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 35 年 4 月 1 日であり、また、同事業所が保管していた当時の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険庁の記録どおり当該事業所の新規適用日である同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないため、A 社に係る被保険者名簿から申立人と同様に厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者

資格を取得している同僚 15 人に対し、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除等について照会を行ったところ、9 人から回答が得られたが、いずれも当時のことは不明と回答しており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間①に健康保険証を使用したと陳述しているが、申立期間①については、当該事業所は適用事業所となる前の期間に当たり、社会保険事務所から健康保険証が発行されることはない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

申立期間②において、申立人は、B 社に勤務し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 11 月 1 日時点において、事業主が申立人の申立期間②の全期間に係る厚生年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 58 年 11 月 1 日であり、同日付けで申立人は資格を取得しているものの、申立期間②は適用事業所となっていない期間に当たり、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことから、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付することはできない上、時効によって 2 年より前の期間については、厚生年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、B 社の事業主は、「同社が適用事業所となった際に、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料をさかのぼって納付したこともなかった。」と陳述している。

さらに、B 社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、国民年金には加入していなかったものの、国民健康保険には加入していた。」と陳述しているほか、「同社が適用事業所となるまでの間は、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月31日から30年8月1日まで

私は、昭和28年12月21日から31年2月28日まで、A社において社員として勤務していた。

社会保険事務所にて厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間中はA社において、勤務時間及び業務内容等に変化は無く、入社時に厚生年金保険に加入していたので、退職するまで継続して加入しているものと思っていた。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司及び同僚の陳述により、申立人は申立期間においても継続して同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、昭和29年10月時点でA社において厚生年金保険被保険者であった30名のうち、申立人を含め17名が申立人と同様に同年10月31日に資格を喪失していることが同社に係る被保険者名簿により確認でき、これら17名のうち申立人を含む4名は、その後同社で資格を再取得しているが、これら4名とも資格再取得時の健康保険番号及び厚生年金保険の記号番号は別番号となっていることが確認できる。

また、複数の同僚は、申立期間当時、A社では夏期以外は売り上げも落ち込み、業績は悪化していたと陳述していることから、事業主は、資金繰りが厳しかった当該期間において、社会保険庁の記録どおり申立人を含む上記17名の資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

さらに、A社は、昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所では無く

なっている上に、当時の役員及び給与担当者等の所在も不明であるため、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について聴取することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月9日から平成元年11月1日まで

私は、厚生年金保険被保険者期間が老齢年金の受給資格期間に不足していたため、厚生年金保険の第四種被保険者の加入手続を行い、昭和62年12月9日から平成元年11月1日までの厚生年金保険料を納付した。

その後、申立期間より前に勤務していたA社に係る期間の厚生年金保険の記録が確認され、これにより老齢年金の受給資格期間(厚生年金保険の被保険者としての期間が20年)を満たすことが判明したため、当該第四種被保険者としての記録が取り消された。社会保険事務所は、私が納付した保険料は還付したと回答しているが、そのような大金を受け取った覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険第四種被保険者資格の取消しに伴う還付金は受け取っていないと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は第四種被保険者として昭和62年12月から平成元年10月までの23か月の保険料を納付していたが、過去の厚生年金保険の被保険者記録(A社における昭和23年10月9日の資格の取得から26年1月24日に資格を喪失するまでの27か月の記録)が判明したため、2年4月23日に当該記録の統合処理を行い、それに伴い申立人は第四種被保険者資格の取得以前に老齢年金の受給資格期間(厚生年金保険の被保険者としての期間が20年)を満たすことになったため、第四種被保険者資格が取り消され、同年4月27日に、当該第四種被保険者期間に係る保険料(総額57万400円)は還付処理された記録となっており、その還付決定事由に過誤は認められない。

また、申立人の妻の被保険者記録をみると、申立人の第四種被保険者資格の取り消しに対応して、妻の国民年金第3号被保険者資格も昭和62年12月10日をもって喪失と処理されていることが確認できるほか、管轄社会保険事務所では、当時の保険料徴収台帳や還付請求書は保存年限経過のため保存されていないものの、還付処理の手続としては、申立人に保険料還付請求書を送付することによって通知し、それを提出してもらった上、口座振込で支払いしていると回答していることなどから、申立人の第四種被保険者資格の取消及び還付手続は適正に行われていたものと考えられる。

一方、申立人は還付金を受け取っていないと主張するのみであり、当時の通帳は所持していないと陳述しており、ほかに還付に係る事務処理が適正に行われなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る還付金を受け取ったともものと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年10月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、日給制で値札付けの仕事をしていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が昭和59年3月21日から61年2月10日まで、時給制のアルバイト従業員として、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時、時給アルバイトの従業員は、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させておらず、申立人についても、厚生年金保険には加入させていないとしている。

また、申立人が同じ仕事をしていたと記憶している同僚の一人は、A社の人事記録において、昭和58年9月から平成3年5月までの期間、時給アルバイトの従業員としての在籍が確認できるが、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 8 月まで
② 昭和 49 年 9 月から 50 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 8 月までは、A社に、また、49 年 9 月から 50 年 6 月までは、B社に、それぞれ勤務していたので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 12 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所ではない。

また、A社は、既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち 2 人は、「申立期間当時から同事業所に勤務しているが、申立期間においては、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 30 日まで、B社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所にな

ったのは、昭和 50 年 6 月 1 日であり、申立人の同社での勤務が認められる期間においては、適用事業所ではない。

また、B社の事業主は、「当社が適用事業所となる前は、従業員に国民年金に加入するように指示していた。適用事業所となる前の期間は、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和 50 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している者 8 人のうち 2 人は、「申立期間当時から同社に勤務しているが、資格取得前に厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、前述の 8 人の年金加入記録をみると、そのうち 4 人は、B社が適用事業所となる直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月 22 日まで
② 昭和 36 年 9 月 30 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月に A 社に入社し、同社の B 工場で勤務していたが、同年 7 月ごろに新工場が完成したことから、同年 7 月から 37 年 2 月 28 日まで新工場で勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が見当たらず、同社と社長が同一人であった C 社での 36 年 8 月 22 日から同年 9 月 30 日までの期間を除いて厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②当時、A 社で継続勤務していたことは、昭和 35 年に同社に入社した同僚の陳述から推定できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となる前の期間となる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和 36 年 8 月 22 日から同年 9 月 30 日までの期間、C 社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人が申立期間当時、A 社と一緒に勤務していたとする同僚二人も申立人とほぼ同時期に C 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの状況から、申立人は、昭和 36 年 4 月以降は A 社で継続勤務していたが、同社新工場への転勤に伴い同年 8 月 22 日に、同社と事業主が同一で厚生年金保険適用事業所であった C 社において便宜的に厚生年金保険の

被保険者資格を取得したものの、C社が同年9月30日に厚生年金保険の適用事業所では無くなったため、同日付けで資格を喪失したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年8月31日まで

私は、昭和33年4月から34年8月までA社にB業務従事者として正社員で勤務していた。同社に勤務していたことは間違いのないのに、社会保険事務所からは、「調査の結果、該当する事業所が見当たりませんでした。」との回答書もらった。しかし、このような理由で厚生年金保険に加入していなかったとされることについて納得ができない。再度、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社前の面接に係るA社からの通知書を所持しており、また、同社の所在地、代表者氏名及び業務内容等を明確に記憶していることから、同社で勤務していたことは推定できる。

しかしながら、A社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所とはされていない。

また、A社に係る登記簿謄本から、申立期間当時、同社が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された事業主は連絡先が不明であり、また、申立人が同僚であったとして唯一名前を挙げた者は申立期間に係る厚生年金保険の記録は無く、既に死亡していることから、これらの者から同社における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に非常勤職員としてA社に入社し、40 年 1 月まで勤務していた。

当時のA社は、非常勤職員は継続して1年以上の勤務ができず、申立期間については同社に勤務しながら、籍はA社の関連会社にあったように記憶している。

当時の健康保険被保険者証についてはA社の関連会社からもらっており、給与はA社から明細書はもらっていたが、元はどこから出ているものかは分からない。申立期間についても勤務していたことに間違いはないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社において継続して勤務していたが、A社の関連会社に在籍し、保険料は同社が給与より控除していたと申し立てている。

しかし、申立人は在籍していたとする会社名及び同社に在籍していた同僚の氏名も記憶しておらず、同社における申立人の勤務状況等を確認できない。

また、申立期間当時、A社で勤務していた非常勤職員 20 名の厚生年金保険加入記録をみると、申立人同様、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、1 か月から 6 か月後に同じ部署で再雇用され、厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

なお、申立人が申立期間当時、在籍していたかもしれないと陳述しているA社の関連会社であるB社は、申立期間当時の厚生年金保険の資格取得届を保管しているが、申立人に係る厚生年金保険加入記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月29日から同年12月21日まで

私の厚生年金保険の記録は、昭和49年8月29日から同年12月21日までの期間が空白となっているが、A社からB社に期間を空けることなくC業務従事者として引き続き勤務しており、給料も従来どおり社会保険料等を控除され、現金支給で受け取っていた。給与明細等は焼失してしまったため残っていない。両社ともD業が業務の中心だったので、社会保険等が適用されていないと仕事が受注できない関係にあった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社又はB社で継続勤務しており、両社により給与から保険料控除をされていたとしている。

しかし、A社は、昭和55年5月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も死亡していること及び申立期間当時の同社の同僚が申立人を記憶していないことから、同社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は、昭和49年8月29日に健康保険証を返納し、継続療養を受けていたことが確認できる。

一方、B社における勤務については、雇用保険の記録から申立期間のうち、昭和49年11月13日から同年12月21日まで勤務していたことが推定できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和49年12月21日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、B社は昭和60年11月に厚生年金保険の適用事業所では無くなってお

り、申立期間当時の事業主も死亡していること及び事業主の妻は同社の関係書類をすべて廃棄しており、申立期間当時の厚生年金保険の取り扱いについては不明と回答していることから、同社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 62 年 2 月から同年 8 月までの期間の加入記録は無いとの回答であった。申立期間は A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 62 年 2 月 9 日から同年 3 月 25 日までの期間、A 社で勤務していたことは推定できる。

しかし、A 社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことを理由に、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、A 社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員を抽出し、申立人の申立期間における勤務状況及び同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた 4 名のうち、2 名は、申立人のことを記憶していないとしており、残る 2 名は、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているが、その勤務期間については記憶が無いと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和 49 年 9 月 11 日から 61 年 12 月 31 日まで勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所で無かったことを認識し、50 年 4 月から申立期間を含む 62 年 8 月まで継続して国民年金に加入し、その間の保険料を完納していることが確認できることから、申立期間についても厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 17 日から 41 年 12 月 29 日まで
厚生年金保険加入期間について、D 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた昭和 36 年 8 月 17 日から 41 年 12 月 29 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

前職の B 社については、脱退手当金を受け取った覚えはあるが A 社では受け取っていない。

当時、勤める意思があり次に勤務した C 社は、私が A 社に勤務していた時に、同社の中に新しくできた会社である。

A 社からの薦めで勤務することになったが、そのような経緯からしても脱退手当金の請求手続は絶対していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社に勤務していた期間(昭和 32 年 3 月 1 日から 36 年 5 月 1 日までの 50 か月)については脱退手当金を受給したが、A 社で勤務していた申立期間 (64 か月)については、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は B 社に勤務していた期間と申立期間を合算した 114 か月が、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 3 月 8 日に支給決定されていることが確認でき、また同日以前に脱退手当金が支給された記録も同日以前受給したことをうかがわせる事情も無い。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支

給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 32 年 6 月から 33 年 12 月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 32 年 6 月から 33 年 12 月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間のうち、同日よりも後の期間は適用事業所ではない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 1 月 29 日に被保険者資格を喪失している元従業員は、「自分は昭和 33 年 1 月ごろに退社したが、申立人も私と同時期に退社したと思う。」と陳述している。

さらに、A社の元事業主及び役員等の所在は不明であり、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 5 日から 61 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 12 月から 61 年 5 月まで A 社に勤務したが、社会保険事務所には、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

A 社では、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとする A 社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、A 社の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に A 社において雇用保険の被保険者となった記録は無い上、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月 16 日以降の期間において、同社とは別の事業所において、雇用保険の被保険者となっている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 2 日から同年 5 月 16 日まで
私は、A社（現在は、B社。）に 昭和 57 年 9 月 25 日から 59 年 12 月 31 日まで勤務していたのに、社会保険庁の記録において申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C団体の辞令から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C団体の上記の辞令は、昭和 58 年 2 月 18 日から同年 3 月 31 日までの期間及び同年 4 月 2 日から同年 5 月 15 日までの期間と、いずれも 2 か月以内の採用となっている。B社は、「当該期間については、2 回にわたり 2 か月以内の採用をしており、厚生年金保険や雇用保険への加入手続は行っていない。」としており、このことは、厚生年金保険法第 12 条第 2 項口の規定により、申立人は厚生年金保険の適用除外者として取り扱われたことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 19 日から 43 年 1 月 20 日まで

私は、昭和 41 年 3 月から 2 年半ぐらい A 社に勤めていたが、社会保険事務所の記録では 42 年 8 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっている。同社が保管していた被保険者台帳のコピーをもらったところ、資格喪失日は 43 年 1 月 19 日とあり、私の記憶どおりだったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同社及び元事業主から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A 社が保管していた申立期間当時の被保険者台帳によると、申立人は社会保険事務所の記録どおり、昭和 41 年 3 月 10 日に厚生年金保険の資格を取得し、42 年 8 月 19 日に被保険者資格を喪失しており、雇用保険の加入記録とも一致している。

さらに、申立人の複数の同僚は、「申立人に対しての記憶はあるものの申立期間における勤務実態について詳しいことは分からない。」と回答している。

加えて、上記の被保険者台帳において、申立人の健康保険の整理番号の前後に記録のある 25 人の同僚の年金記録を調査したところ、不鮮明な 4 人の記録を除き、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、「A 社が保管していた被保険者台帳の写しに、資格喪失日が昭和 43 年 1 月 19 日と記載されている。」と申し立てているところ、当該台

帳の原本によると、申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおり 42 年 8 月 19 日に資格を喪失となっている。「43 年 1 月 19 日」と記録されていることについて、A 社から当該台帳を取り寄せて申立人に交付した B 社は、「同台帳に昭和 43 年 1 月 19 日と特記したことについては不明。」と回答しているものの、同台帳における申立人の資格喪失日は、一見しただけでは 43 年 1 月 19 日とも読み誤る記載ぶりとなっていることから、申立人からの照会を受け同台帳の欄外の余白部分に「昭和 43 年 1 月 19 日」と特記して同社が交付したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月から 30 年 10 月まで

私は、昭和 26 年 11 月から 30 年 10 月まで A 社で B 業務従事者として勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の資格喪失日が 28 年 5 月 27 日になっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 28 年 5 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、健康保険証が返還された記録が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、上記名簿において、申立期間当時の被保険者 24 人のうち、申立人が記憶している同僚を含む 20 人が申立人と同日付けの昭和 28 年 5 月 27 日で被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記日付で資格を喪失している同僚からは、「社長が C 業は先の見込みが無いと考え、会社を閉鎖し従業員を解雇した後、副社長が隣の工場を買い取り、個人で D 業を始めたが、その事業所も 32 年に法人化するまでは社会保険には加入していなかった。」と陳述している。

これらのことから、社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る資格喪失届が、事業主から提出されたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 28 年 9 月 29 日まで
② 昭和 29 年 7 月 5 日から 30 年 5 月まで

私は、A社に昭和 27 年 4 月から 28 年 12 月まで勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、B社では昭和 29 年 2 月から 30 年 5 月まで勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が破産宣告を受けた平成 6 年当時の代表取締役に対して照会を行ったが、「関係書類はすべて処分した。」との回答があり、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録があり、連絡先が分かった同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「昭和 27 年 4 月にA社に入社したのは自分一人だけであり、上司、同僚の氏名及び連絡先等も全く覚えていない。」と陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を明らかにすることはできなかった。

申立期間②については、社会保険事務所が保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 29 年 7 月 5 日となっており、健康保険証を返却したことを示す「証返」の押印も確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、B社の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控

除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に仕事をしていたとする同僚は、「申立人と一緒の会社で勤務していたというはっきりした記憶は無い。」旨陳述しているほか、前述の被保険者名簿から抽出した同僚に照会を行ったが、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 19 日から 59 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）C支店に昭和58年1月19日から59年4月14日まで勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管していた厚生年金基金加入員資格取得届において、申立人の同資格取得日は社会保険事務所の記録どおりの昭和59年1月1日であることが確認でき、同社は「同基金加入員資格取得届は、厚生年金保険の被保険者資格取得届と複写式であった。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、加入記録のある同僚に照会したところ、当該同僚は、「自分の入社時期は、昭和58年9月であるが、厚生年金保険の資格取得日は、その4か月後の59年1月である。」としており、当該事業所においては、従業員を採用後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 28 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 8 月 28 日から 61 年 3 月 31 日まで叔父の紹介で A 社 B 支店に勤務し、臨時雇用で C 業務の仕事をしていた。

当時、C 業務の者はすべて臨時雇用で、少数の責任者は正社員だったが、正社員も臨時雇用の者も厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、社会保険庁の記録によるとこの期間が厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 8 月 28 日から 61 年 4 月 1 日まで叔父の紹介で A 社 B 支店に勤務し、臨時雇用として C 業務の仕事をしていただけと申し立てしているところ、申立人の叔父の同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できること、及び同僚の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が同社 B 支店に勤務していたと推認できる。

しかし、当該事業所の総務担当者は、「申立期間当時の資格取得台帳に申立人の氏名の記載が無く、労働者名簿及び社員カードにも見当たらないため、申立人は厚生年金保険には加入していないと思われる。厚生年金保険に加入していない者からは保険料は控除していない。」としている。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、臨時雇用で入社しその後正社員になったが、臨時雇用の期間は厚生年金保険に加入していなかった。臨時雇用の期間は人によって異なり、厚生年金保険に加入せずに退職した者もいた。」旨、陳述している。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月30日から43年7月5日まで
② 昭和45年1月31日から同年4月7日まで

私は、A社に勤務していた時に、同社社長の弟がB社を設立したので、一緒に仕事をしてほしいと勧誘され、厚生年金保険の継続を条件に承諾し、A社退職後の昭和41年11月30日から平成9年8月30日までB社で勤務したはずなのに、途中で勤務したことのないC社で被保険者期間はあるものの、申立期間①及び②が、厚生年金保険加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立期間①及び②当時、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和45年4月7日であり、申立人及び申立人と一緒に同事業所へ異動したと陳述している同僚が、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①及び②当時は適用事業所とはなっていない。

また、上記同僚は、「B社で厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金と国民健康保険に加入しており、厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と陳述しており、社会保険庁の記録において、申立期間①及び②と重なる昭和43年4月から同年6月までの期間及び同年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社の事業主は、現在入院中で会話できる状態にないことから、申立期間①及び②当時の勤務実態及び保険料控除等を確認することはできない。

なお、C社の商業登記簿によりB社の事業主がC社の取締役就任している

ことが確認できる上、当該事業主は、社会保険庁の記録において、C社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。また、申立人と一緒にB社へ異動したと陳述している上記同僚についても社会保険庁の記録において、C社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 12 月まで
社会保険庁の記録では、私の夫は、昭和 47 年 3 月から 49 年 12 月までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。

しかし、私の夫は当時、A社及びB社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社及びB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 1 月 8 日にB社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、同社の事業主は、「申立人がA社で部長をしていたことを本人から聞いた記憶があり、昭和 50 年 1 月にA社から当社に転職したと思う。また、A社は、当社と同一ビル内に入居していたが、資本関係は無く、A社の従業員は歩合給の社員ばかりだったので、社会保険には加入していなかったと思う。」と陳述している。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで

私は、平成 7 年 10 月 1 日に、移籍出向先の A 社 B 支店（現在は、C 社 D 支店。）から E 社へ戻った。その際、給与額に変更は無かったにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が新規社員扱いの 47 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与台帳の写しにおける厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 10 日から 52 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 3 月に A 社に再入社し、B 職種の責任者代理となった。45 年 7 月ごろの給与手取額は 15 万円ほどであったが、その後、ほかの B 職種の者よりも売上げが多かったので、給与手取額は 30 万円ほどとなった。
しかし、社会保険庁の記録では、A 社に在職した期間の標準報酬月額は 1 万 6,000 円から 20 万円となっており、私が記憶する給与手取額と大きく異なっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に再入社後の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、申立期間の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料も無い。

また、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、毎年増加しながら推移していることが確認でき、標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

さらに、A 社は、昭和 56 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、同社での被保険者資格を取得している申立人と同一職種の同僚は確認できないことから、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額に関する証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、父親が経営する A 社に昭和 36 年 5 月 1 日から事務職として勤務し、結婚のため 39 年 1 月 31 日に同社を退職した。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 37 年 6 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる複数の同僚は、「申立人は、同社の事務職として勤務しており、結婚するために同社を退職した。」旨を陳述しており、申立人が、申立期間に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A 社での申立人の在籍を記憶するいずれの同僚も、「申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除までは分からない。」と陳述している。

また、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中に 2 度の標準報酬月額の時決定が行われていることが確認できるが、申立人に係る標準報酬月額の時決定の記録は無い上、申立人の健康保険証が被保険者資格の喪失日の昭和 37 年 6 月 1 日直後の同年 6 月 8 日に社会保険事務所に返納されたことを示す記録が確認できる。

さらに、A 社は、昭和 41 年 8 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から26年3月1日まで

私は、昭和23年10月1日からA社に常勤で勤務していたが、26年2月ごろに同社が廃業したので、社員全員がB社に移籍した。

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の社員全員がB社に移籍したと申し立てしているところ、B社は申立期間直後の昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に申立人を含む11人が同社での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるものの、申立人以外の10人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人が、A社及びB社での同僚として名前を挙げた者のうち、当時の事情を照会できた唯一の同僚は、「申立期間当時の記憶は無く、申立人のことも覚えていない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 26 日から 46 年 7 月 1 日まで

私は、職業安定所の紹介で昭和 45 年 8 月 26 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、46 年 7 月 1 日まで勤務した。同社では、C 部での D 業務に三交替制で月 18 日間程度従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた期間は厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務し、同社 C 部で D 業務に従事していたと申し立てているところ、申立人が記憶する同社所在地、C 部の配置及び勤務形態は、申立期間の状況と符合している上、申立人が記憶する上司の氏名が管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立人が同社に在籍していた可能性は否定できない。

しかし、A 社での申立期間当時の社会保険事務担当者二人は、「申立人が同社に在籍していた記憶は無い。」と陳述しているとともに、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる C 部で勤務していた複数の同僚も、「申立人のことは覚えていない。」と陳述している。また、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録も確認できない。

さらに、A 社での申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時の同社の男性従業員は、正社員又は学生アルバイトであり、学生アルバイトについては、厚生年金保険の加入手続を行っていない。」と陳述しているとともに、同社会保険事務担当者及び同僚は、「正社員は、入社と同時に労働組合に強制

加入であった。」と陳述しているところ、申立人は、「労働組合には加入していなかった。」と陳述している。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 6 日から 36 年 3 月 3 日まで

私は、昭和 32 年 12 月 21 日から 36 年 5 月 18 日まで A 社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた期間のうち、昭和 33 年 8 月 6 日から 36 年 3 月 3 日までが厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 32 年 12 月 21 日に「B」として同社での厚生年金保険被保険者資格を取得し、33 年 8 月 6 日に資格を喪失後、36 年 3 月 3 日に「C」として被保険者資格を再取得していることが確認できる上、同社での一回目の被保険者資格の取得時と二回目の資格取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号及び健康保険番号は、それぞれ別番号であることが確認できる。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において昭和 32 年 12 月 21 日から同社での在籍が確認できる同僚一人は、「B という名前は覚えているが、早くに同社を退職したように思う。また、C という名前の記憶は無い。」と陳述しており、ほかの同僚二人は、「申立人は、同社の下請事業所の従業員であった。」旨を陳述している。さらに、複数の同僚に照会したものの、申立人の同社での申立期間における在籍に関する証言等を得ることはできなかった。

加えて、A 社は、昭和 58 年 1 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所では無く

なっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の同社での申立期間における在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月から同年5月1日まで
② 昭和20年10月1日から21年1月1日まで

私は、A社に昭和20年3月から勤務し、終戦後も同年12月末まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入について確認したところ、同年5月1日から同年10月1日までの記録になっている。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に昭和20年3月から同年5月1日までについても勤務していたと申し立てており、これについて当時の複数の同僚は、「戦中の大変な時期であったので、3月に学校を卒業し、すぐにA社に入社した。」と供述しており、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から、A社の厚生年金被保険者の資格取得日が、昭和20年5月1日である者が多数確認できる上、申立人は入社してしばらくの間は、研修期間があったとしている。

また、A社の同僚5名は、「3月に学校を卒業後すぐに同社に勤務した。」と回答しているが、当該5名の同僚の同社における資格取得日は申立人と同じ昭和20年5月1日となっていることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人はA社に昭和21年1月1日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社で厚生年金保険の資格を昭和20年5月1日に取得した従業員

について、社会保険庁の記録によると、ほとんどの者が同年10月1日に被保険者資格を喪失しており、照会を行った従業員のうち複数の者が「終戦により事業所は閉鎖となった。」と供述していることから、当該事業所が解体されたことに伴って、申立人を含む多数の従業員が一括して厚生年金保険の資格喪失をする取扱いになったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 33 年に A 市にあった B 社に入社し、41 年 3 月まで勤務した。本店の B 社に勤務した従業員に厚生年金保険の記録が無く、支店勤務の従業員に記録があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、A 市で法人登記されており、申立人が記憶している上司が、登記簿謄本の役員欄に記載されており、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B 社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、公共職業安定所の記録には、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

また、申立人が B 社の支店であったと記憶する C 社は、B 社の事業主の親族が事業主となっており、社会保険庁の記録で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶する事業主及び上司 3 名の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月ごろから54年12月ごろまで

私の夫は、昭和50年1月ごろから54年12月ごろまでA社に勤務していたが、社会保険庁には同社において厚生年金保険に加入した記録が無い。51年分の源泉徴収票には社会保険料が控除されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった源泉徴収票等から、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所において雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額で、申立人に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立人には申立期間をとおしてB市に国民健康保険の加入記録があることから、申立人は、A社が社会保険の適用事業所で無かったことを承知していた上で国民健康保険に加入していたものと推察できる。

このほか、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無く、事業主等の連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から28年2月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和23年8月から29年9月まで継続して在籍しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社では、申立人の父親が事業主を務め、申立人は専務の役職に就いていたと供述しており、同僚の証言からも、申立期間当時、申立人が同社の業務に携わっていたことがうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿から、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失をしたことが確認できる同僚は、申立人について、「当時、B県の大学の学生でもあり、C県に戻ってきているときはA社の仕事をしてしたが、大学に通学しているときは同社で勤務していなかった。」と供述しており、申立人も、「常勤では勤務することができなかったために、自由のきく役員形を取っていた。」と供述している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、昭和25年9月1日に申立人と同じく複数の親族従業員が被保険者資格を喪失しており、さらに、同社の事業主でもある申立人の父親は、同時期に同社で被保険者資格を取得しておらず、しばらくした26年8月1日に資格を取得していることが確認できる。

これらの事情から、当時、A社では事業主も厚生年金保険に加入しておらず、同社役員ではあったが、B県の大学に通う学生でもあり、常勤では同社の仕事をしていなかったとする申立人についても、昭和25年9月1日に複数の親族従業員と併せて資格を喪失させて、その後、同社社長が同社の厚生年金保険に

加入した後に、申立人についても、28年2月26日に同社で被保険者資格を再取得したことが推察できる。

さらに、A社に係る被保険者名簿では、申立人が同社で初めて被保険者資格を取得した昭和23年8月1日から新たに別の厚生年金保険の記号番号で資格を再取得した28年2月26日までの健康保険の整理番号は、連番となっていて欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 50 年 9 月 30 日まで勤務し、同年 10 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張しており、申立人所持の国民年金手帳の同年 9 月の検認記録欄には「不要」のゴム印が押されている。

しかし、雇用保険の記録から、申立人がA社を退職した日は昭和 50 年 9 月 29 日であることが確認でき、社会保険庁の記録と符合している。

また、A社に係る被保険者名簿から、同社を昭和 50 年から 51 年に退職した 11 人を調査したところ、月末日に資格を喪失している者が 6 人おり、月途中で資格を喪失した者 4 人を含め、計 10 人が勤務した最終月に資格を喪失していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 9 月 30 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月30日から35年12月31日まで

私は、A県B市にあったC社に勤務していたが、昭和28年5月末に同社の子会社でD市E区にあったF社に異動し、35年12月末まで勤務した。

社会保険庁の記録によると、F社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社への異動が、C社からの在籍出向であったのか、移籍であったのかは分からないが、申立期間においてどちらかの会社で厚生年金保険に加入していたのは間違いない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社に勤務していた当時の同僚から、「申立人は、C社に1年から2年ぐらい勤務した後、F社に移った。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、F社に勤務していたことは推測できる。

一方、申立人は、申立期間において、C社又はF社のどちらかで厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人、及び申立人が自身と同様にC社からF社に移ったと陳述している同僚(3人)に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、F社に係る資格喪失原因欄に「退職」又は「解雇」と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している事業所整理記号番号払出簿によると、F社の厚生年金保険新規適用日は、申立期間が終了する約6か月前の昭和35年6月23日であることが確認できるとともに、事業主及び当時の同僚は死亡又は連絡が取れないことから、申立人が、新規適用日より後まで同社に勤務していたことは確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管しているF社の厚生年金保険被保険者名簿に

よると、同社の新規適用日以降の申立期間において健康保険番号に欠番は無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考えられない。

加えて、F社の厚生年金保険新規適用時の被保険者資格の取得者数（2人）等から、同社は任意適用事業所であったものと推測されるどころ、通常、任意適用前から厚生年金保険料を控除されていたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月12日から45年1月9日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年12月19日から平成元年9月27日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月12日から45年1月9日まで
② 昭和63年12月19日から平成元年9月27日まで

私は、昭和44年8月12日から45年1月9日までの期間、D職業安定所の紹介によりA船でB業務従事者として勤務した。A船に乗船後、船主に健康保険証の交付を求めたところ、手続をするので少し待つてほしいと言われたが、一向に渡す気配がみられず、船員保険に加入してくれないため、E業務従事者と2人で退職を申し入れ、一緒に下船した。年金記録問題においては時効を設定しないと聞いたことがあるので、当時の事業主に申立期間に係る保険料を納付してもらい、本人負担分は一括して自分が支払うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。(申立期間①)

社会保険庁の記録によると、C社で厚生年金保険に加入していた昭和63年12月19日から平成元年9月27日までの期間の標準報酬月額が28万円とされているが、実際には毎月40万円前後の給与を受け取っていた。当時の給与明細書を保管しており、給与支給額が確認できるので、申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された船員手帳により、申立人が申立期間においてA船で勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA船の船員保険新規適用日は、申立人が同船を下船した後の昭和45年3月1日であることが確認できる。

なお、申立人の主張は、『厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律』（以下、「特例法」という。）に基づき、船員保険適用前の申立期間について、当時の事業主及び従業員（申立人）による保険料のそ及納付を認めて被保険者期間に追加するとともに、『厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効等に関する法律』に基づき、給付の消滅時効に係る分も含め記録訂正による年金増加分を支払ってほしい。」とするものであるが、特例法による記録訂正は、事業主による保険料の源泉控除が行われたこと、及び厚生年金保険法に基づく保険料の納付義務の履行が明らかでないことの2つの要件を満たすことが前提となっており、本申立てのように、厚生年金保険未適用期間について、保険料のそ及納付による記録訂正を認めているものではない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出されたC社発行の平成元年1月から同年9月までの給与支給明細書により、申立人は当該期間において39万8,460円から43万6,073円の給与を受け取っていることが確認できる。

一方、上記給与支給明細書によると、申立人に係る申立期間中の厚生年金保険料控除額は、給与支給額ではなく、給与のうち基本給（28万円）を基に算定した標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月ごろから 45 年ごろまで

私は、A社B支社を昭和 40 年 3 月末に退職し、その後、職業訓練学校を経て職業安定所の紹介により、C社の下請けであったD社（E市）に就職した。

社会保険庁の記録によると、D社に勤務した昭和 40 年 10 月ごろから 45 年ごろの間が厚生年金保険加入に未加入とされている。

申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月ごろから 45 年ごろまでD社で勤務していたと申し立てているところ、Kセンター（G県F市）の記録によると、申立人は、40 年 9 月 7 日から 41 年 3 月 10 日まで、訓練生として同センターに在籍していたことが確認できる。

また、H公共職業安定所の記録によると、申立人は、職業訓練を修了した直後の昭和 41 年 3 月 29 日から 42 年 4 月 10 日までE市にあったI社で雇用保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は「申立てに係る事業所名について、M社又はN社と記憶している。」旨陳述しているところ、社会保険庁の記録によると、D社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できないほか、C社E支社から、「申立期間当時、D社という会社に係る下請け履歴は見当たらない。」旨の陳述を得た。

加えて、当時の人事記録を保管しているJ社から、「昭和 30 年以降は人事記録が残っているが、申立人の在籍記録は見当たらない。O業務従事者につ

いては、当時も現在も雇用保険には加入するが、厚生年金保険には加入しない扱いを行っている者がある。」旨の陳述を得たほか、申立人は、「申立期間当時の給料日、給料額及び給料の受取り方については覚えていない。」旨陳述している。

以上の事情から、申立人は、申立期間当時、職業訓練を修了した後、E市にあったI社に勤務したが、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 21 日から 36 年 12 月 25 日まで
60 歳になった時に過去の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所で調査してもらったところ、A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が昭和 37 年*月*日付けで旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 6 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 11 日まで

昭和 40 年 9 月末に A 社を退職する際に、同社の厚生年金保険加入期間については脱退手当金の裁定請求を申し出て、脱退手当金を受給したが、社会保険庁の記録によれば、B 社及び C 社における加入期間についても、脱退手当金支給済みとされている。

B 社及び C 社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求も受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職する際、同社の厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A 社の加入期間と合算されて支給されていることが確認でき、このほかに支給記録は認められないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、脱退手当金の支給対象となった最終事業所とその後の事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 29 日から 43 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 37 年 3 月 29 日から 43 年 12 月 31 日まで勤務したA社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 1 月 31 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計 120 人のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 36 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 28 人みられ、うち 27 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者も散見される。

また、B社（A社から名称変更。）では、「当時、勤続 2 年以上の人で転職でない場合は、脱退手当金の説明をした上で、事務担当者が手続を行い、控えの書類を本人に渡していた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を

意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 1 月まで

A社を退職後、母校から紹介され、昭和 37 年 4 月にB社へ入社した。社長も母校の先輩であり、ほかにも同じ大学出身の先輩及び後輩がいたことを覚えている。38 年 1 月まで勤務していたが、社会保険庁において、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一定期間、B社に在職していたことは、申立人が採用の経緯及び業務内容を明確に記憶していることから推定できる。

しかし、申立人が記憶しているB社の同僚2人の厚生年金保険加入記録をみると、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことが確認できる。また、「入社から3か月間の試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入した。」と複数の同僚が陳述していることから、同社は申立期間当時、入社と同時に従業員の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月10日から33年11月1日まで

私は、昭和32年10月1日にA社に入社して、34年6月1日に退職するまで勤務しており、途中で退社したことはない。

会社が小さかったので、人件費節約のために、私を含む3名に通知もせず厚生年金保険の資格を喪失させた疑いが強い。昭和32年12月10日から33年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは同社の同僚2人の陳述から推定できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社の同僚6人のうち3人について、申立人と同様に4か月から19か月までの空白期間があることが確認でき、事業主が死亡しているため当時の事情を把握することはできないが、事業主が申立人を含む4人の資格の取得及び喪失手続を誤って行ったものとは考え難い。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない上、現在の事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の在職等の確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月に学校から集団就職で、A社に住み込みで就職した。当時、朝早くから夜遅くまでB業務に従事していたことを覚えている。

申立期間について、A社で勤務していたことに間違いはないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月にA社に就職し、40 年 5 月 31 日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険適用事業所とはされておらず、申立人が申し立てているA社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿謄本を確認したが、同事業所の記録は見当たらなかった。

さらに、申立人はA社の代表者及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除についての陳述を得ることができない。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 6 月 1 日まで

私は、以前勤めていた会社の上司から、社会保険が完備していることを理由に誘われて、昭和 47 年 9 月に A 社に入社した。50 年 6 月末日に同社を退職したが、社会保険事務所へ同社における加入期間を照会したところ、退職前の 1 か月しか加入記録が無いとの回答であった。同社に入社した月から厚生年金保険料を控除されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主及び同僚の陳述から、入社時期の特定はできないものの、申立人は、申立期間の一部について A 社に勤務していたことが推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A 社は、「適用事業所となるまでの間、従業員の大半が国民年金に加入していた。」と回答しており、このことは同社の新規適用時に被保険者資格を取得した 10 人の従業員のうち、申立人を含む 4 人が国民年金に加入し、その保険料を納付している事実と符合する。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 9 年 9 月まで

A社に勤務していた平成 8 年 5 月から同年 7 月までの給与総支給額の平均額は 58 万 1,404 円であり、標準報酬月額は 59 万円となるはずが、社会保険事務所の記録では 56 万円となっている。標準報酬月額の決定に疑義があるので調査の上訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が平成 8 年度の算定基礎届の際に社会保険事務所に提出した平成 8 年 5 月から同年 7 月までの給与支払額の平均額は、申立人から提出された給与明細書及び同社から提出された申立人に係る賃金台帳に記載されている金額により 58 万 1,404 円であったことが確認でき、当時の標準報酬月額等級区分にあてはめると標準報酬月額は 59 万円となることから、同社が申立人の報酬月額を誤って届け出た可能性は否定できない。

しかし、申立人が申立期間当時、給与から控除された厚生年金保険料額を基に、申立期間当時の保険料率(173.5/1000)から標準報酬月額を再計算すると、56 万円になることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

なお、仮に、申立人の主張する標準報酬月額が当該申立期間に係る標準報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

A社の厚生年金保険加入期間について、B社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の請求もしていないし、受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 39 年 9 月 21 日まで
② 昭和 39 年 10 月 5 日から 43 年 3 月 16 日まで

厚生年金保険加入期間について、D 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社及び B 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は、その後勤務した C 社の期間については受け取ったが、申立期間については脱退手当金を請求したことも受給したこともない。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立人に対しては、申立期間後の昭和 48 年 5 月 16 日に、43 年 8 月 9 日から 48 年 3 月 21 日までの間のうち、53 か月の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されている。その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 6 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 12 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで A 社(現在は、B 社。)に勤務し、C 業務に従事していた。
しかし、社会保険庁の記録では、A 社に勤務していた期間は厚生年金保険の未加入期間とされている。
申立期間の給与から社会保険料を控除されていたことは間違いないはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、いずれの同僚も、「申立人のことは知らない。」旨回答している。また、上記同僚のうち 1 人は、「私の部下であった申立期間当時の D 職、E 職及び F 職の 6 人に確認したが、その全員が、申立人のことは記憶に無いとしている。」と陳述しており、別の同僚は、「申立人のことは、記憶していない。私は、申立期間当時、H 業務に従事しており、申立人が 82 か月間も勤務していたのであれば、申立人のことを記憶しているはずである。」旨陳述している。さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険記録も確認できない。

なお、A 社提出の申立人に係る昭和 61 年分及び 62 年分の源泉徴収票を見ると、申立人は、同社に 61 年 12 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 62 年 12 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間の計約 2 か月間在籍していることが確認できるものの、当該源泉徴収票の社会保険料控除欄は、両年分ともに空白となっている。

加えて、A 社提出の昭和 55 年 9 月 11 日から平成 2 年 9 月 1 日までの「厚生

年金保険加入リスト」に申立人の氏名は無く、同社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届等を行っておらず、厚生年金保険加入リストに名前の無い者は臨時者という区分に該当し、当該区分の雇用形態の者は、国民年金に加入してもらうことになる。」としている上、A社健康保険組合も、「当組合において申立人の資格の取得に係る届出は行われておらず、保険料の納付も無かった。」旨回答している。

また、G市役所は、「申立人は、昭和57年7月15日から国民健康保険に加入している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥、⑦及び⑧について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年から 33 年の 2 年間
② 昭和 34 年から 35 年のうちの 1 年 6 か月間
③ 昭和 36 年のうちの 2 か月間
④ 昭和 36 年のうちの 3 か月間
⑤ 昭和 37 年から 38 年のうちの 1 年間
⑥ 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで
⑦ 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで
⑧ 昭和 58 年 11 月から 62 年 9 月まで

私は、申立期間①については、A市B区にあったC社（現在は、D社。）に、申立期間②については、A市B区E地区にあったF社（現在は、Q社。）に、申立期間③については、A市B区G地区にあったH社（現在は、R社。）に、申立期間④については、A市I区J地区にあったK社に、申立期間⑤については、A市B区にあったL社（現在は、S社。）に、それぞれM業務従事者として勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、これら5社で勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①、②、③、④及び⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、N社（現在は、O社。）で勤務していた申立期間⑥及び⑦並びにP社で勤務していた申立期間⑧の標準報酬月額について、社会保険庁の記録は、申立期間当時の給与月額と相異しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の当時の事業主の娘及び複数の同僚の陳述から、申立人が同社に在籍していたことは推定できるものの、上記の同僚等はいずれも、「申立人の在籍時期、在籍期間及び勤務実態までは分からない。」と陳述している。

また、C社の当時の事業主の娘及び同僚2人は、「同社に就職してから被保険者資格を取得するまで厚生年金保険被保険者期間の空白期間が有る。」旨を回答しており、また、ほかの同僚は、「人によって雇用形態に違いがあった。」旨を回答していることから、C社においては、当時、厚生年金保険の資格取得手続について従業員ごとに異なる取り扱いをしていたものと考えられる。

さらに、C社の当時の事業主の娘は、「事業主であった母親が社会保険事務を担当していたので、私は、申立期間当時の事情は分からない。」としているところ、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることはできない。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人のF社における在籍状況を当時の同僚複数人に照会したが、申立人の在籍を確認することはできなかった。

また、F社は、昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同事業所は、申立期間②において適用事業所とはなっていない。

さらに、昭和36年4月からF社に勤務し、後に同社の役員となった同僚は、「厚生年金保険の適用事業所になる前に給与から保険料を控除することはない。」と陳述している。

申立期間③について、申立人のH社における在籍状況を当時の同僚複数人に照会したが、申立人の在籍を確認することはできなかった。

また、H社での同僚の一人は、「同社では、従業員の入れ替わりが激しかった。」と陳述しており、別の同僚は、「申立期間当時、自分の車を持ち込んで請負契約で仕事をする者もいた。」と陳述している。

さらに、H社は、平成9年3月に破産宣告により閉鎖しており、当時の役員の所在も不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることはできない。

申立期間④について、申立人が勤務していたとするK社は、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

申立期間⑤について、L社の事業主は、「申立人が同社に在籍していたこと

は覚えているが、在籍時期、在籍期間及び勤務実態は特定できない。」と陳述している。

また、L社は、昭和40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間⑤において適用事業所とはなっていない。

さらに、L社の事業主は、「申立期間は、会社が適用事業所となる前の期間であり、保険料は控除していない。」としており、同社が適用事業所となった昭和40年1月1日と同一日に被保険者資格を取得している同僚も、「私は、昭和37年ごろに入社したが、厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から保険料を控除されていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立人は、N社に勤務していた申立期間⑥及び⑦並びにP社に勤務していた申立期間⑧に係る標準報酬月額が、申立期間当時の実際の給与支給額と異なっていると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、N社及びP社にも申立期間当時の給与の支払いに関する資料等は保存されていないことから、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、管轄社会保険事務所が保管するN社及びP社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、ほかの同僚の標準報酬月額と比較して申立人の標準報酬月額に係る記録に不自然さは見られない上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間⑥、⑦及び⑧において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥、⑦及び⑧において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 16 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、結婚前に勤務していたA社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時、私は、脱退手当金制度のことは知らなかったし、請求手続きをしたことも、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立期間において申立人が勤務した最終事業所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に「39.10」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和 39 年 11 月 24 日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は、同年 10 月を意味するものと考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 39 年 11 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。